

小山町第3次地域福祉計画

小山町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

おやま支え合い創造プラン

2016 - 2019

小 山 町

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

は じ め に

小山町では、平成 18 年に「小山町地域福祉計画」を、さらに平成 23 年に「第 2 次小山町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。この間に、地域住民、ボランティア等の活動が活発化し、高齢者サロン等の充実など、新たなコミュニティ形成の動きも顕著になってきております。しかしながら、今日の地域社会を取り巻く環境を見てみますと、少子高齢化、核家族化の顕在化、生活様式や価値観の多様化等により、これまでの家庭や地域における相互扶助機能が薄れ、地域住民相互のつながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつあります。また、全国各地では高齢者の所在不明問題が発生するなど、高齢者等の孤立が憂慮されているところであります。こうした社会環境の変化に伴い複雑多様化している生活上の諸問題を解決し、誰もがその人らしく安心して充実した生活が送れるような地域社会とするため、このほど「第 3 次小山町地域福祉計画」を策定いたしました。



この計画は、まちづくりの理念と地域福祉についての基本的な考え方を行政と社会福祉協議会で共有するため、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体化し、一つの計画として策定いたしました。共通の理念と施策の方向は、「福祉の人づくり」、「共生の地域づくり」、「福祉の基盤づくり」の 3 つの基本視点を定め、具体的な基本計画を定めました。小山町内における地域課題を解決し、この計画の理念を実現するため、多くの人々が福祉の心を持ち、参加し、互いに支え合う地域社会の形成に努める必要があります。行政のみならず、地域住民、区、民生委員・児童委員等の福祉関係者、ボランティア、NPO 等の地域を支える多様な主体の皆様方に、それぞれの役割を担っていただきながら、安心して共に暮らせるよう成熟した地域づくりを目指して努力してまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員会委員の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

平成 28 年 3 月

小山町長 込山 正 秀

は じ め に

小山町社会福祉協議会では、平成 13 年に「地域福祉活動計画」を策定し、平成 18 年には「第 2 次地域福祉活動計画」を、平成 23 年には「第 3 次地域福祉活動計画」を策定し、地域住民、行政、福祉関係機関及び各団体の参加と協力のもと、支援の必要な人を地域全体で支え、包み込むような福祉のまちづくりを進めてまいりました。しかしながら、現状におきましては、少子高齢化社会が進み、社会情勢や家庭環境が大きく変化する中で、地域住民相互の社会的なつながりも希薄になってきています。このため、生活上の支援を必要とする人たちは一層厳しい状況におかれています。また、生活不安やストレス等も増大し、自殺や虐待、ひきこもり等が社会問題となっています。このような中、地域福祉を推進する中核的民間組織として、小山町社会福祉協議会に対する期待が高まってきており、その役割を十分果たしていく必要があると考えています。本会では、小山町の地域福祉の現状と前計画の成果や課題等を踏まえ、本会の地域福祉活動計画と町行政の地域福祉計画を一体化した「おやま支え合い創造プラン」を町行政と協働で策定しました。この計画では、これまでの計画の方向性を踏まえつつ、計画がめざす理念の実現に努めてまいります。結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも本計画の推進にあたりまして一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



平成 2 8 年 3 月

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

会 長 滝 口 正

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	地域福祉とは	2
第3節	計画の位置づけ・名称・期間	3
第2章	小山町の現状	6
第1節	人口・世帯の状況	6
第2節	子どもの状況	11
第3節	高齢者の状況	13
第4節	障がいのある人の状況	15
第5節	地域福祉活動の状況	16
第3章	計画の基本的な考え方	22
第1節	地域福祉の基本視点	22
第2節	計画の基本目標	22
第4章	基本計画	24
第1節	福祉の人づくり《人間力》	25
第2節	共生の地域づくり《地域力》	31
第3節	福祉の基盤づくり《福祉力》	38
第5章	計画の推進に向けて	46
第6章	資料編	47
	用語説明	47
	策定経過	52
	小山町地域福祉計画策定委員会設置要綱	53
	小山町地域福祉計画策定委員会ワーキング部会設置要綱	54
	小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	55
	小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会ワーキング部会設置要綱	56
	策定委員会委員名簿	57
	策定委員会ワーキング部会委員名簿	58
	策定合同事務局職員名簿	59

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年、人口構造の変化により少子化はさらに進行し、平成27年4月1日現在における本町の総人口は19,338人となっています。また、総人口に占める65歳以上人口の割合が26.5%に達し、約4人に1人が65歳以上という状況になっています。また、世帯分離が進み、世帯も小規模化しています。さらに若者の転出、都市化などによるコミュニティ意識の希薄化、地域活動における担い手の高齢化や担い手不足なども相まって、地域での支えあいの力が弱まっています。

このような家族、世帯の変化の中で、孤独死や、公的な記録が残っているにもかかわらず、その高齢者の所在がわからないなどといった、高齢者に関わる様々な課題が社会的に注目されました。また、地域の人間関係や家族関係の希薄化などから社会の中で孤立して生きる人が増加している中、「無縁社会」という言葉が生まれました。さらに、長引く経済不況に伴う離職者問題、あるいは問題を独りで抱え込み、自らの命を絶つ自殺者の増加など、住民の暮らしをめぐる社会経済環境は大きく変化しています。一方で、平成23年に起こった東日本大震災を経て、災害時などの緊急時での見守りや助け合いの重要性が再認識されています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくためには、既存の福祉制度によるサービスだけでなく、地域の絆によって、お互いに助けたり、助けられたりする関係が一層必要とされています。

小山町においては平成18年に町が第1次地域福祉計画を策定、また、小山町社会福祉協議会が平成13年に第1次地域福祉活動計画を策定し、一人ひとりが、地域に愛着を持って、ふれあいや助け合い、支え合いの様々な活動を進めていくことをめざし、地域福祉活動を推進してきました。

しかし、地域福祉の考え方について、住民への浸透は十分とは言えない状況です。また、より複雑・多様化していく地域の困りごとに対応するため、生活困窮者自立支援法や改正介護保険法の施行などを踏まえながら、支え合いの仕組みづくりを充実していくことが求められています。本町の地域福祉のさらなる推進を図り、誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通して安心して暮らすことができる“福祉のまち”を実現するため、「小山町第3次地域福祉計画・小山町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画」を策定するものです。

第2節 地域福祉とは

昔の地域社会には、親密な近所付き合いや「おたがいさま」といった気遣いの精神が色濃く存在しました。また、ちょっとした頼みごとや困りごとの相談などが、気軽にできる地域の人とのつながりがありました。

しかし、少子化や核家族化の急速な進行や生活様式の多様化を背景に、地域住民のつながりや助け合いの意識は希薄化し、かつてあったような住民相互の支え合いなどの「地域力」の低下が指摘されています。また、ひきこもり、子育てに悩む母親の孤立、高齢者の孤独死、障がいのある人や児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加などが新たな社会問題となっています。

こうした生活上における問題の解決や、日常生活における自立を支援するには、行政による福祉サービスだけでなく、地域住民同士で支え合うことが欠かせません。

地域福祉とは、こうした社会づくりに向けて「地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もがよりよく生きることのできる住みよいまちづくりの活動を地域の实情に応じて計画的に連帯して進め、その成果を次の活動に活かすという不断の取り組み」です。

「地域」とは、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

本計画での「地域」という範囲は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。その中で、ボランティアやサロンといった地域福祉活動が連携・協働によって、広がりをもてるよう取り組んでいきます。

「福祉教育」「福祉共育」とは

福祉教育とは、人権思想を基礎に福祉文化の創造や福祉のまちづくりを目的として、日常的な実践や運動に取り組む住民主体形成を図るための教育活動と定義されています。

一方、**福祉共育**は、原則として学校等の教育や福祉教育に置き換えるのではなく、子どもを含む地域住民が自分たちの生活課題を発見し解決できる力をつけるため、「大人も子どもも、共に学びあい、共に育ち、共に生きる力を育む教育」と位置付けています。（制度化された教育ではなく、本人の自主性・主体性を尊重する共育）

社会福祉法（平成 18 年 6 月改正）より一部抜粋（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

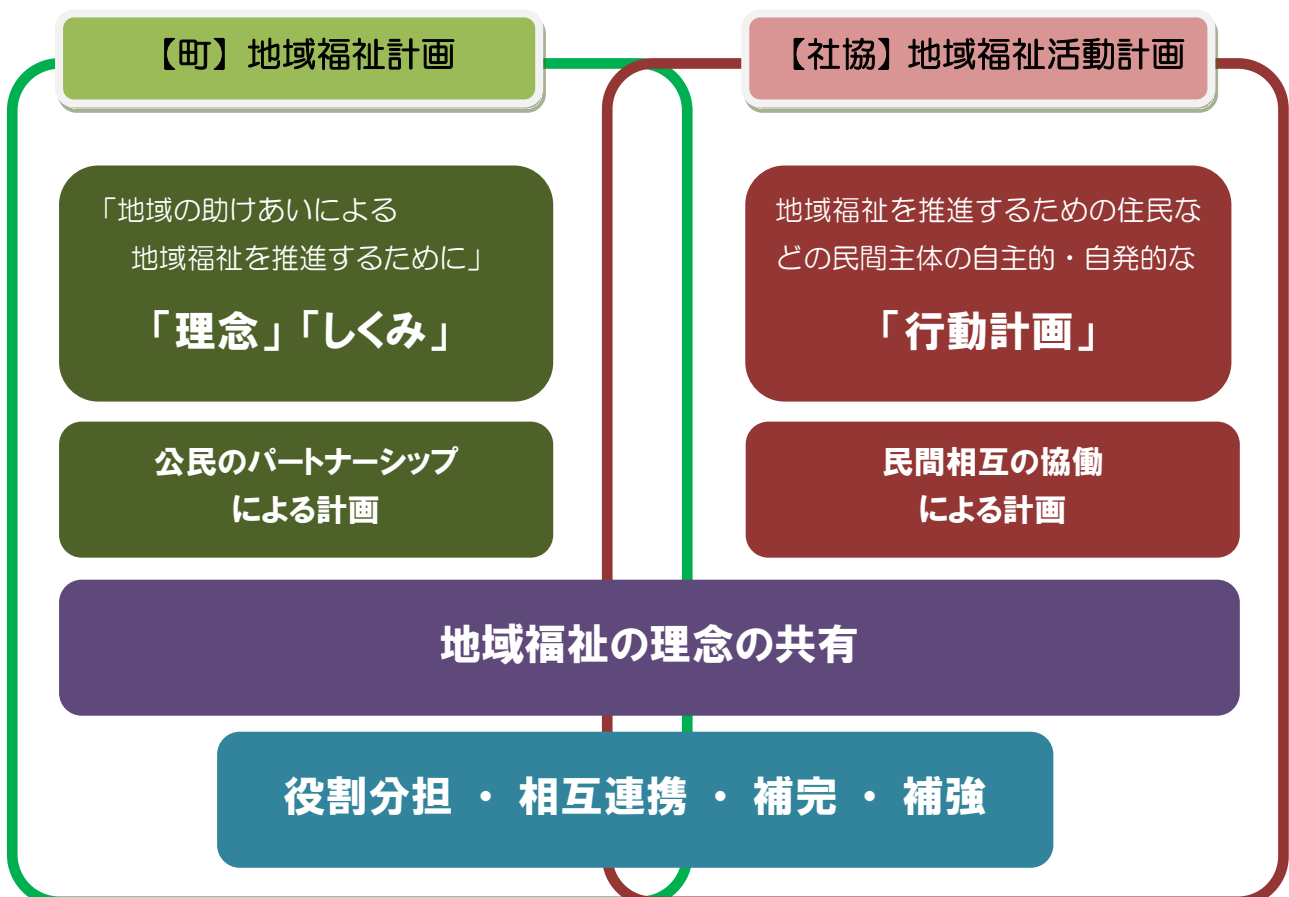
第3節 計画の位置づけ・名称・期間

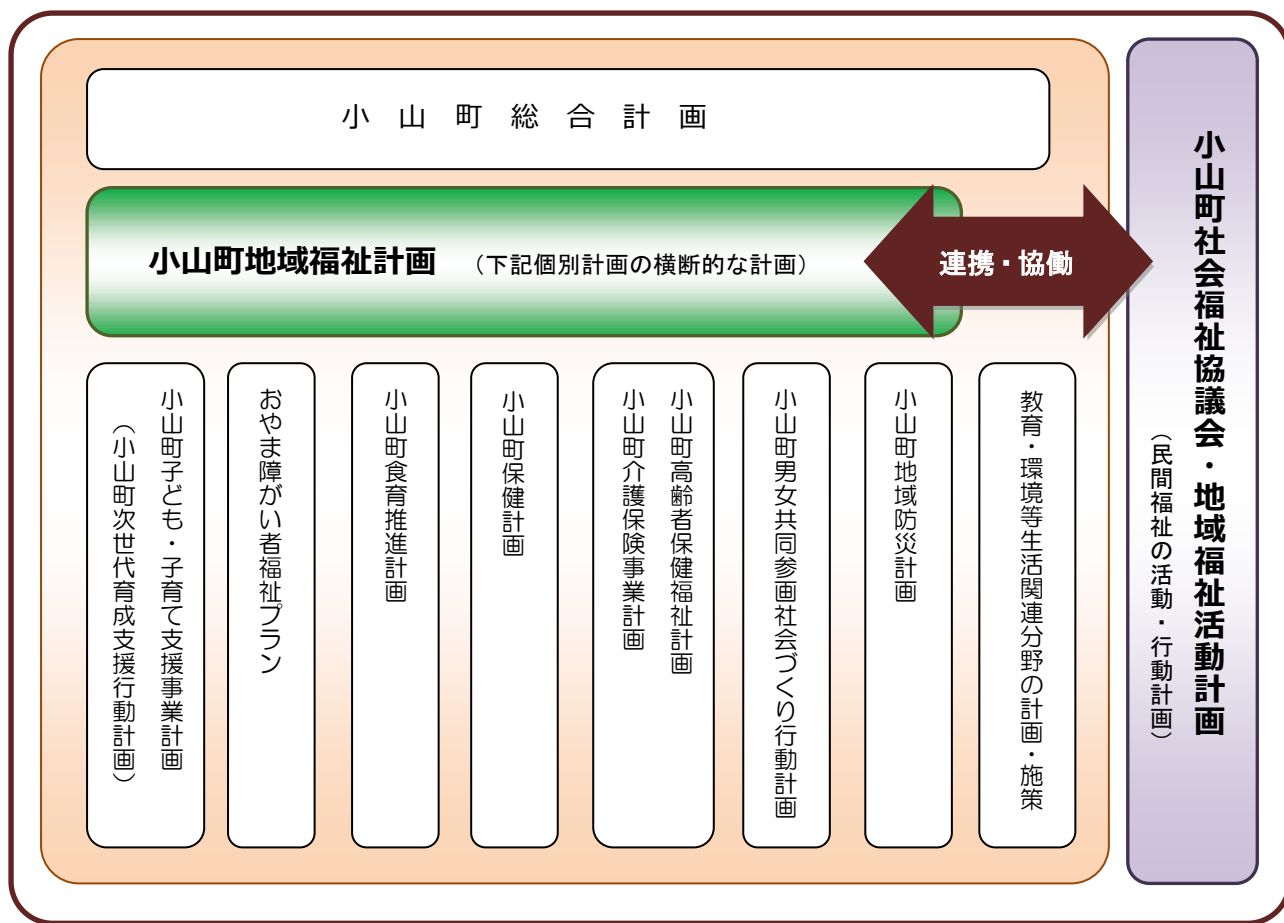
(1) 小山町第3次地域福祉計画

小山町第3次地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する計画であり、高齢者、児童、障がい者などの福祉関連個別計画を生活の場である地域を基盤とした視点からつなぐ行政の計画です。施策の展開にあたっては、国及び静岡県の実策等との整合性を図りつつ、「小山町総合計画」をはじめ、「小山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「小山町子ども子育て支援事業計画」、「おやま障がい者福祉プラン」、「小山町保健計画」、「小山町食育推進計画」、「小山町男女共同参画社会づくり行動計画」、「小山町地域防災計画」等の各計画に共通する地域福祉推進の理念を相互につなぎ、各計画に基づいた施策が地域で効果的に展開されることを推進する役割を果たすものです。

(2) 小山町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

小山町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられた社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。





(3) 計画の名称

この計画は、町が策定する「第3次地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「第4次地域福祉活動計画」の協働版です。

この計画の愛称は、町民の皆さんや関係機関・福祉団体及び企業・商店等、多種多様な人や組織が互いの持ち味を出し合い、支え合うことにより、小山町の魅力ある福祉のまちづくりにつなげていきたいことから

「おやま支え合い創造プラン」とします。

(4) 計画の期間

「小山町第3次地域福祉計画」と「小山町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画」は、地域福祉推進の理念を相互につなぎ、小山町総合計画の基本構想に示す将来像を実現するために、行政と社会福祉協議会が連携・協働して取り組むべき基本的な施策を明らかにするものです。従来の地域福祉計画及び地域福祉活動計画の計画期間は5年間でしたが、小山町総合計画後期基本計画の計画期間との整合性を図り、『おやま支え合い創造プラン』の計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

地域福祉を取り巻く社会情勢や、経済・地域の状況の変化を踏まえ、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

年 度	【町】地域福祉計画	【社会福祉協議会】地域福祉活動計画
平成13年度（2001年）		
平成14年度（2002年）		
平成15年度（2003年）		
平成16年度（2004年）		
平成17年度（2005年）		
平成18年度（2006年）		
平成19年度（2007年）		
平成20年度（2008年）		
平成21年度（2009年）		
平成22年度（2010年）		
平成23年度（2011年）		
平成24年度（2012年）		
平成25年度（2013年）		
平成26年度（2014年）		
平成27年度（2015年）		
平成28年度（2016年）		
平成29年度（2017年）		
平成30年度（2018年）		
平成31年度（2019年）		

第一次計画

第一次計画

第二次計画

第二次計画

第三次計画

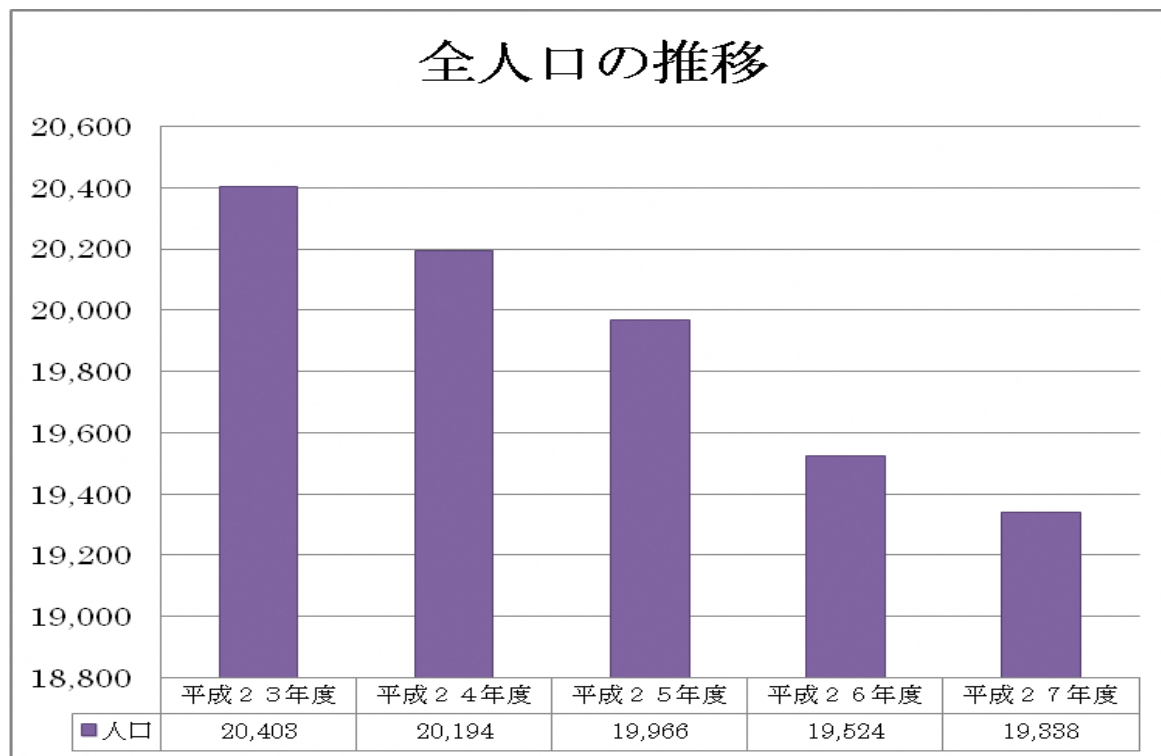
第三次計画

第四次計画

第2章 小山町の現状

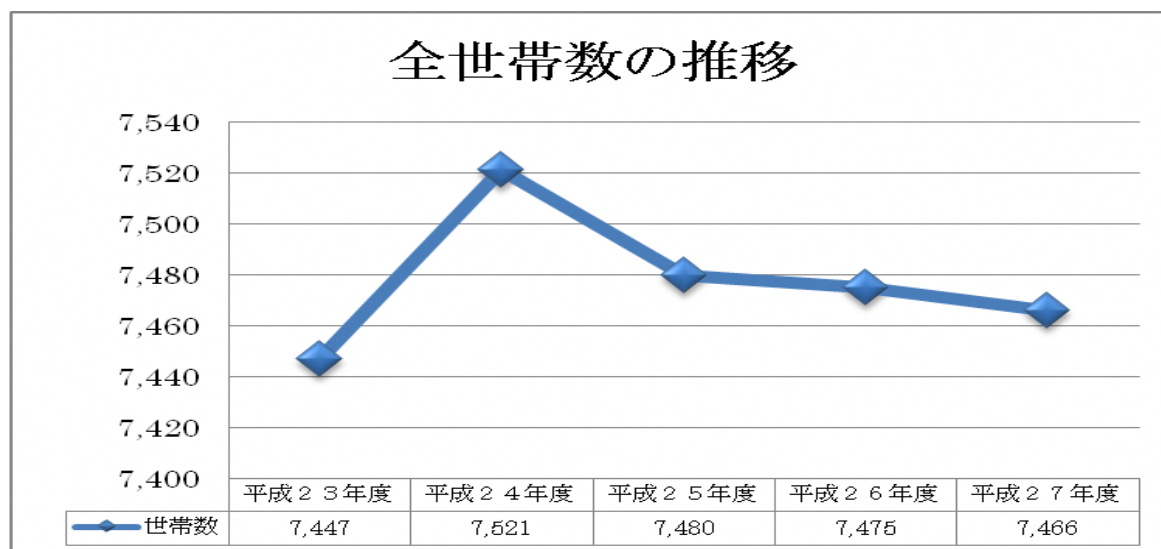
第1節 人口・世帯の状況

(単位：人)



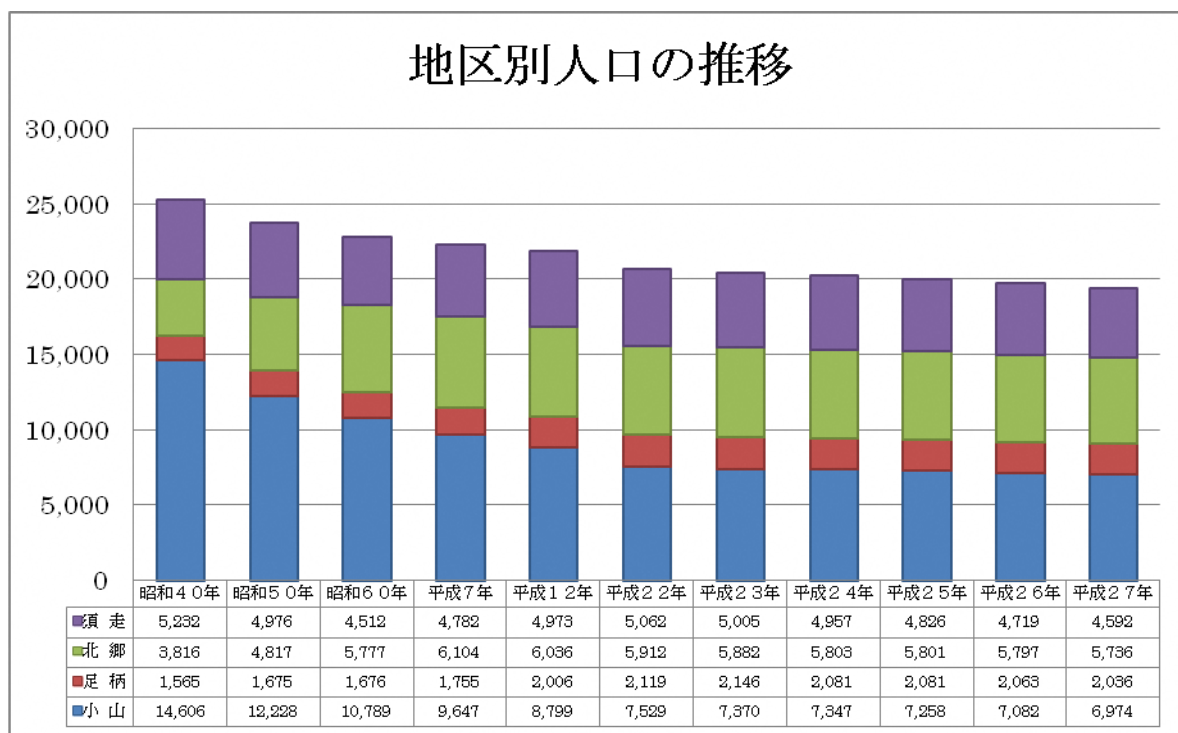
資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年4月1日現在）

(単位：世帯)



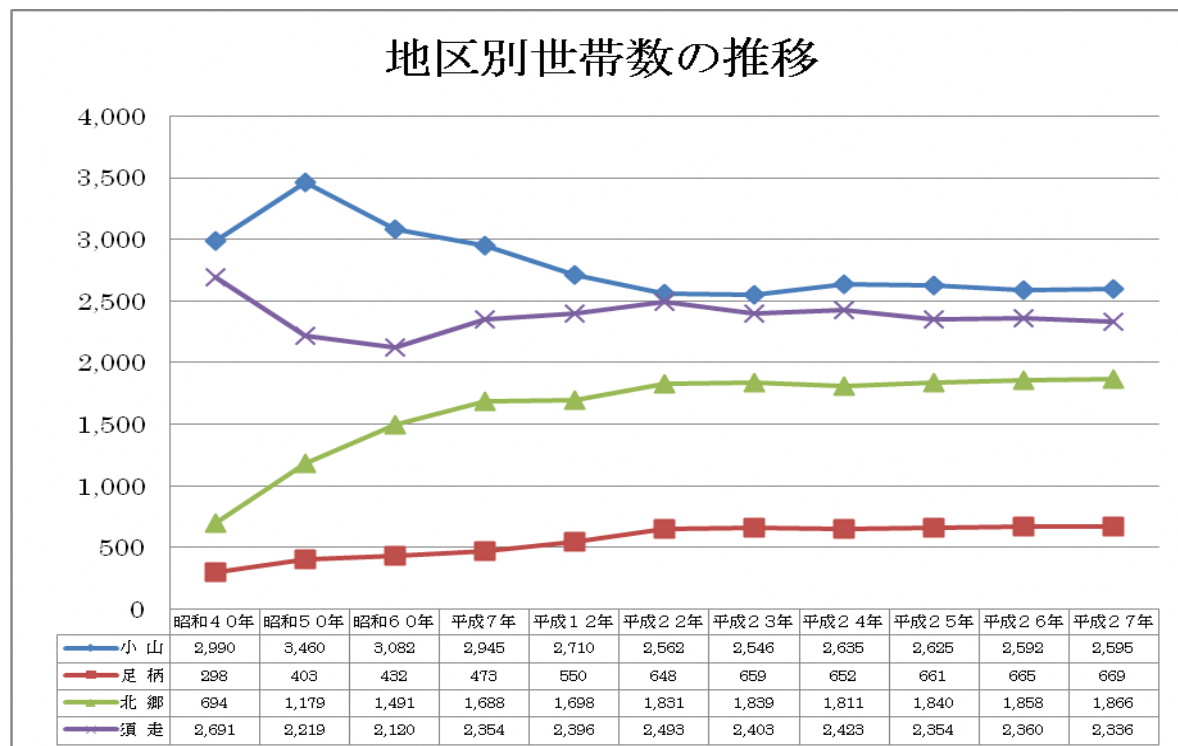
資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年4月1日現在）

(単位：人)



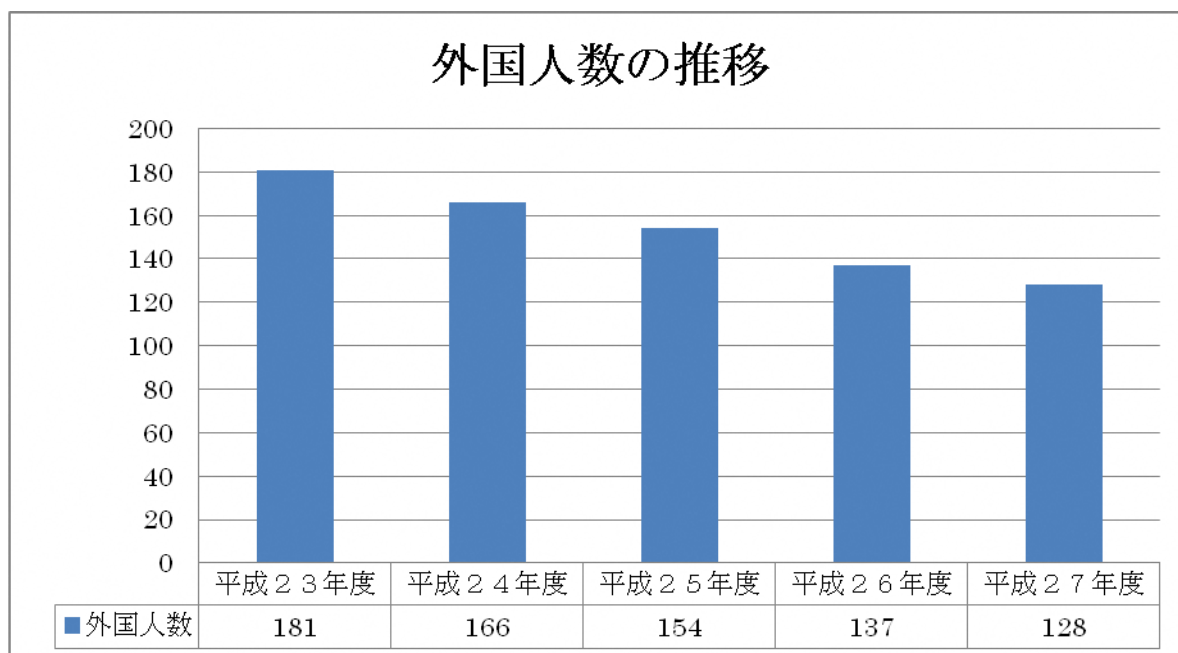
資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年4月1日現在）

(単位：世帯)



資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年4月1日現在）

(単位：人)



資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年4月1日現在）

ふじのくに型「人生区分」小山町の人口分布 2－1

(単位：人)

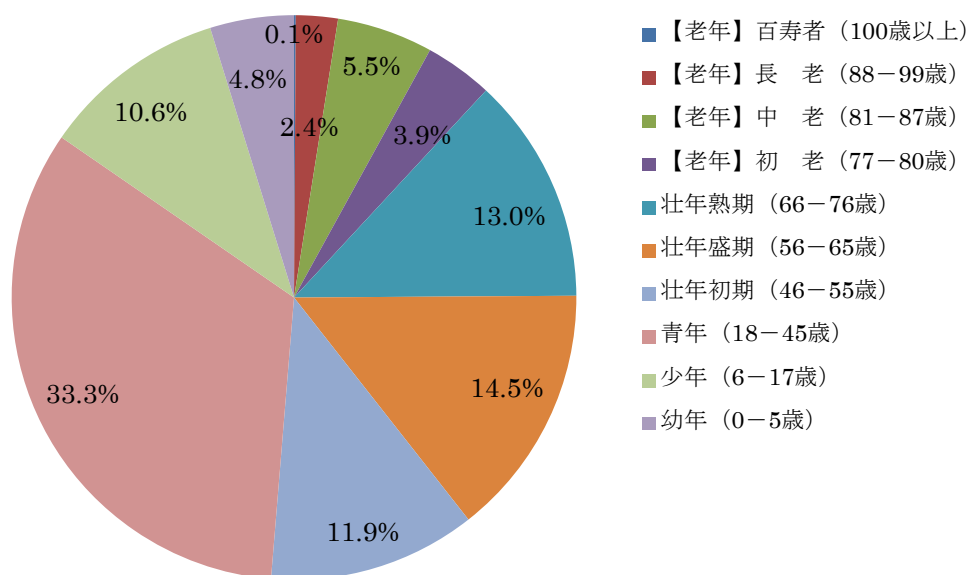
呼称		年齢区分	説明	小山町男女別			
				男性	女性	合計	割合
老 年	百寿者	100 歳以上	白寿後(100 歳)以上 茶寿(108 歳)、皇寿(111 歳)含む。	1	9	10	0.1%
	長 老	88－99 歳	米寿(88 歳)、卒寿(90 歳)から白 寿(99 歳)まで	124	340	464	2.4%
	中 老	81－87 歳	傘寿後から米寿前まで	399	657	1,056	5.5%
	初 老	77－80 歳	喜寿(77 歳)から傘寿(80 歳)まで	318	435	753	3.9%
	計			842	1,441	2,283	11.9%
壮 年	壮年熟期	66－76 歳	経験を積み様々なことに熟達し、 社会で元気に活躍する世代(働き 盛り)	1,206	1,291	2,497	13.0%
	壮年盛期	56－65 歳		1,441	1,352	2,793	14.5%
	壮年初期	46－55 歳		1,200	1,086	2,286	11.9%
	計			3,847	3,729	7,576	39.4%
青 年		18－45 歳	社会的・生活的に成長・発展過程 であり、活力みなぎる世代 (※1)	3,680	2,722	6,402	33.3%
少 年		6－17 歳	小学校就学から、選挙権を有する までの世代	1,059	976	2,035	10.6%
幼 年		0－5 歳	命を授かり、人として発達・発育す る世代	465	449	914	4.8%

資料：小山町住民福祉部住民福祉課（平成27年3月31日現在／日本人のみの集計）

平成28年度に静岡県では、健康寿命が男性71.68年、女性75.32年であることをふまえ、現役で活躍する高齢者の方々を応援する、本県独自の“ふじのくに型「人生区分」”を提示しました。

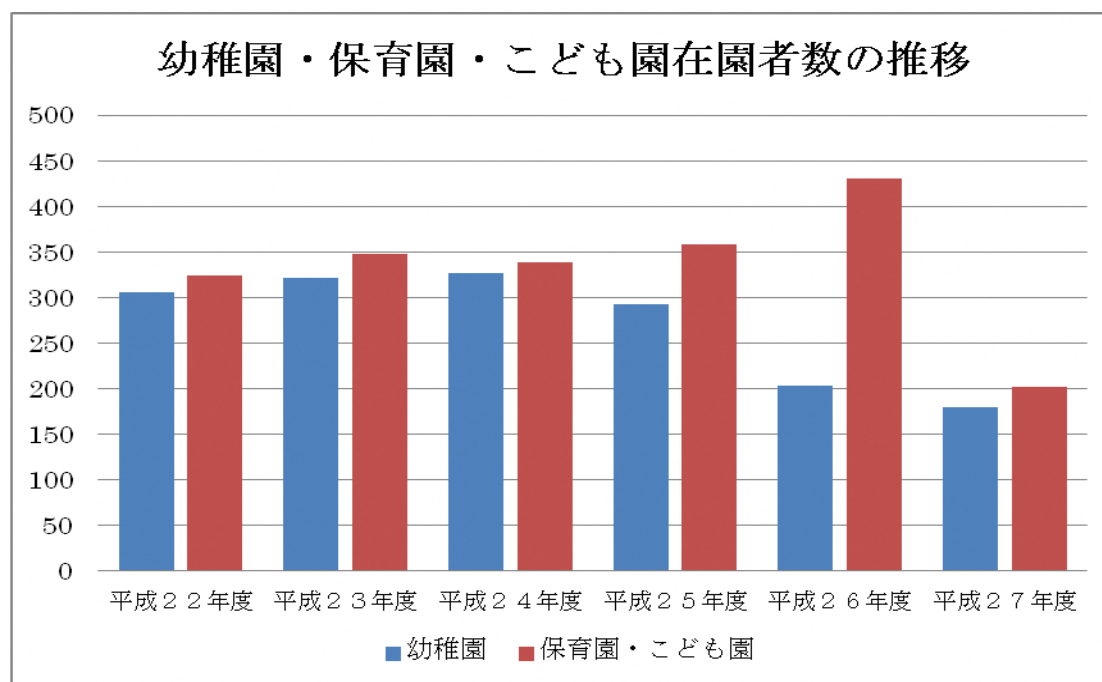
※1 農水省事業や地区商工会議所で45歳まで青年としている

ふじのくに型「人生区分」 小山町人口分布 2－2



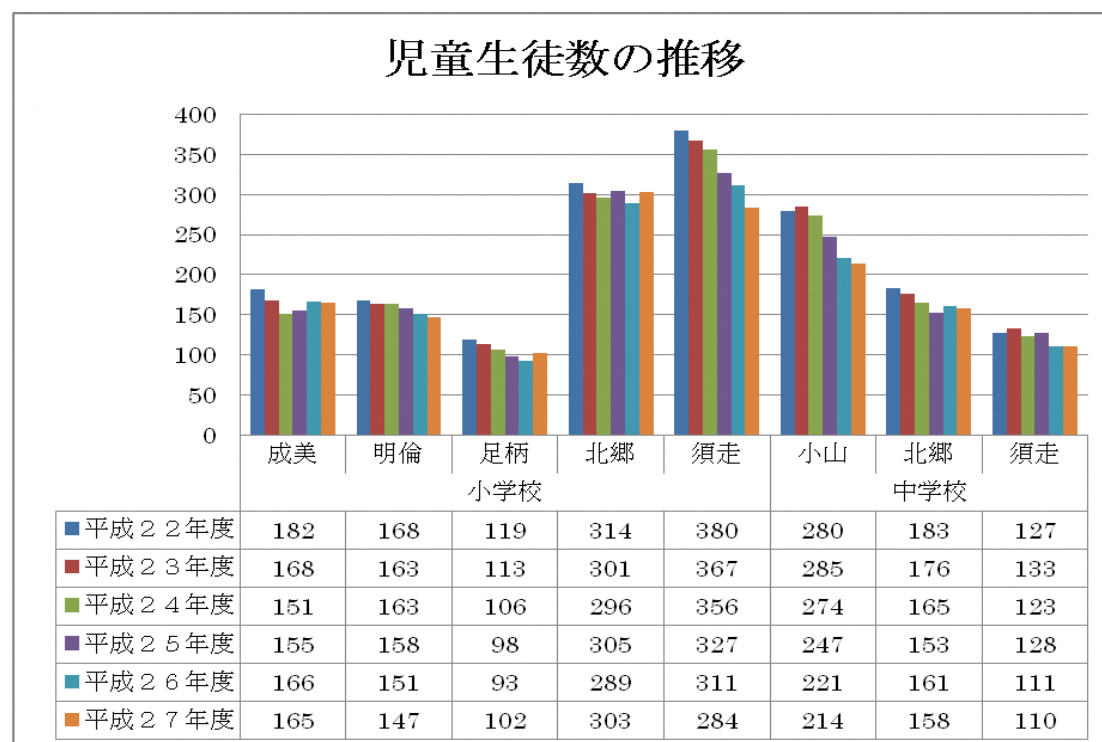
第2節 子どもの状況

(単位：人)



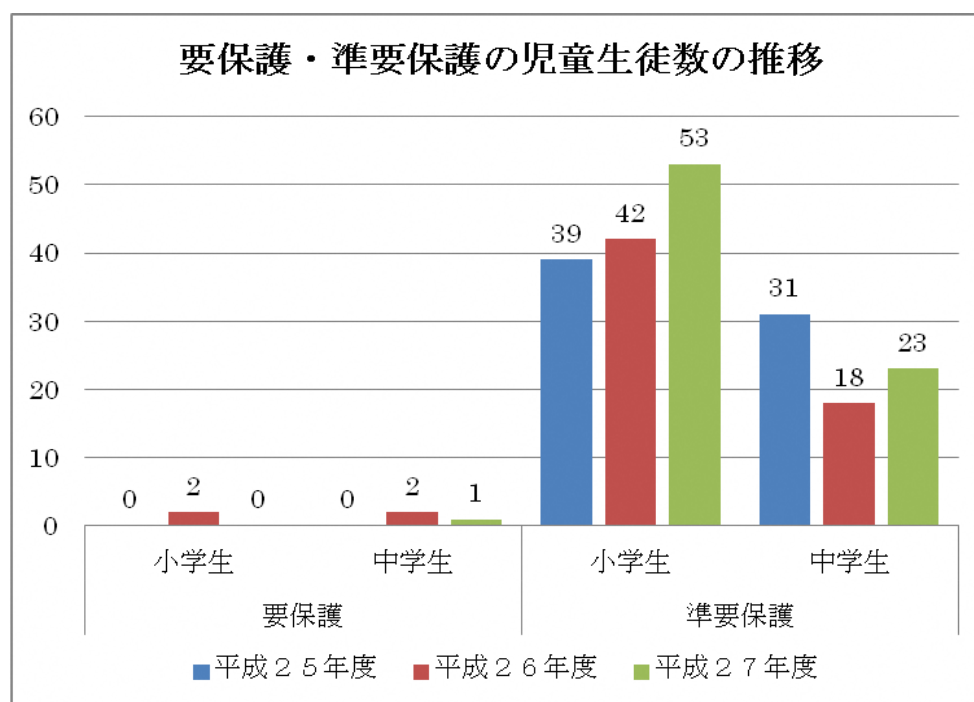
資料：小山町教育委員会こども育成課（各年4月1日現在）

(単位：人)



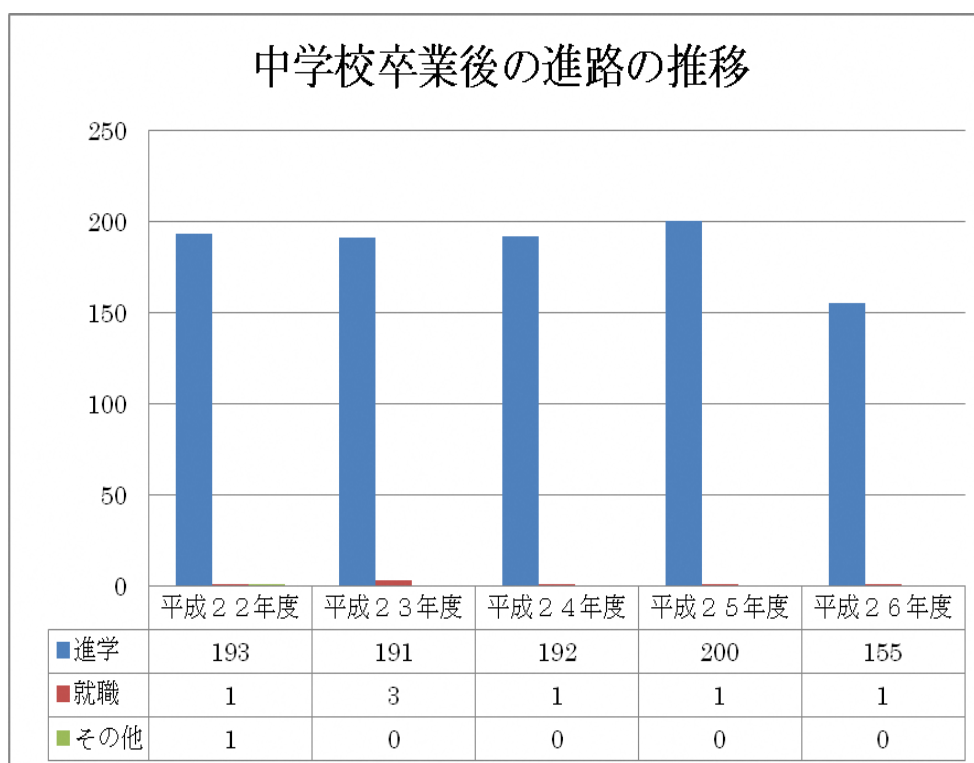
資料：小山町教育委員会こども育成課（各年5月1日現在）

(単位：人)



資料：小山町教育委員会こども育成課（各年5月1日現在）

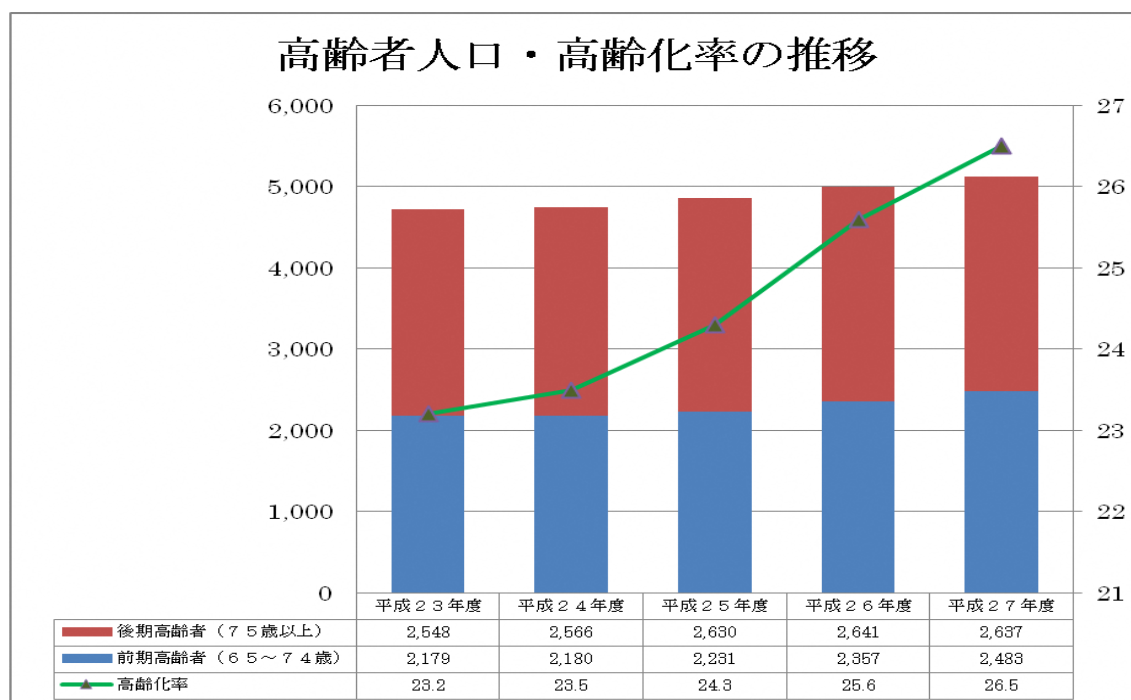
(単位：人)



資料：小山町教育委員会こども育成課（各年5月1日現在）

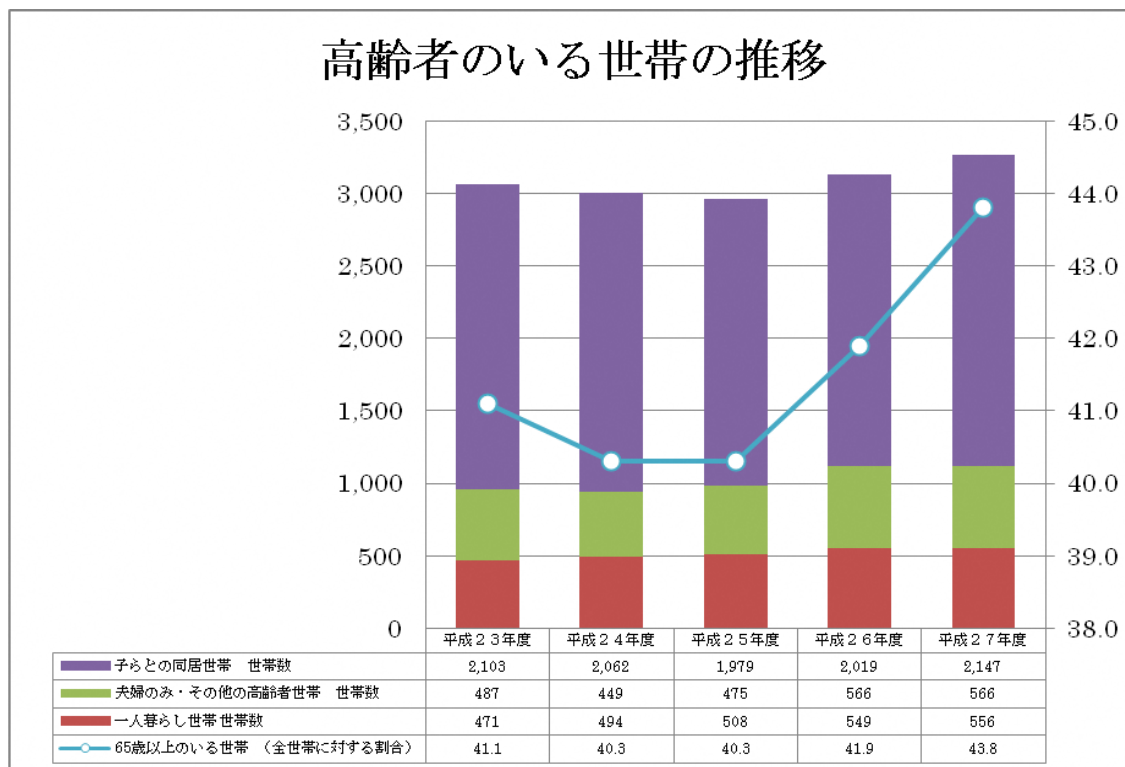
第3節 高齢者の状況

(単位：人・％)



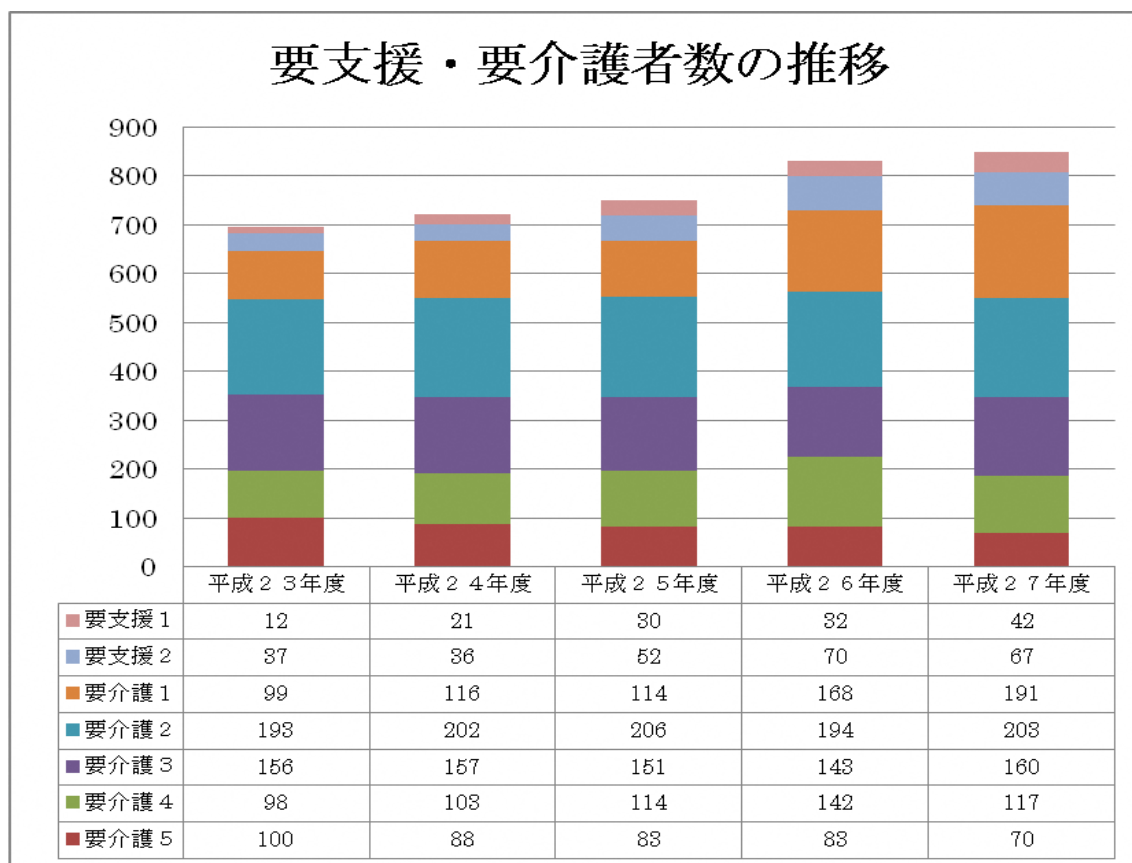
資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年4月1日現在）

(単位：人・％)



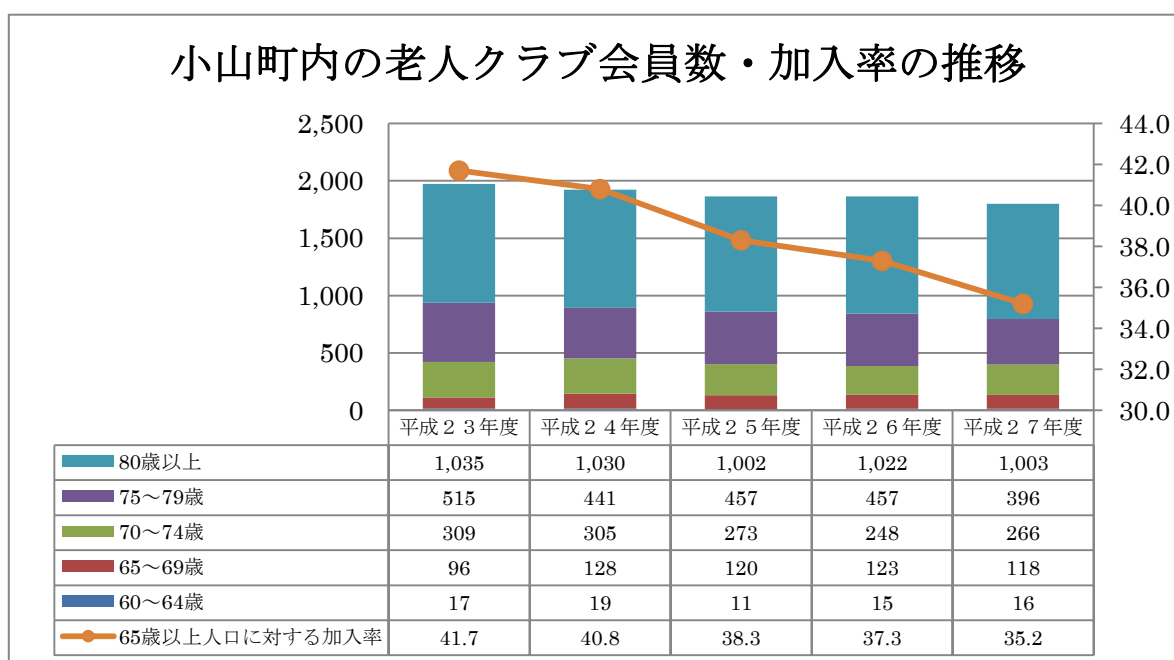
資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年4月1日現在）

(単位：人)



資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年 4 月 1 日現在）

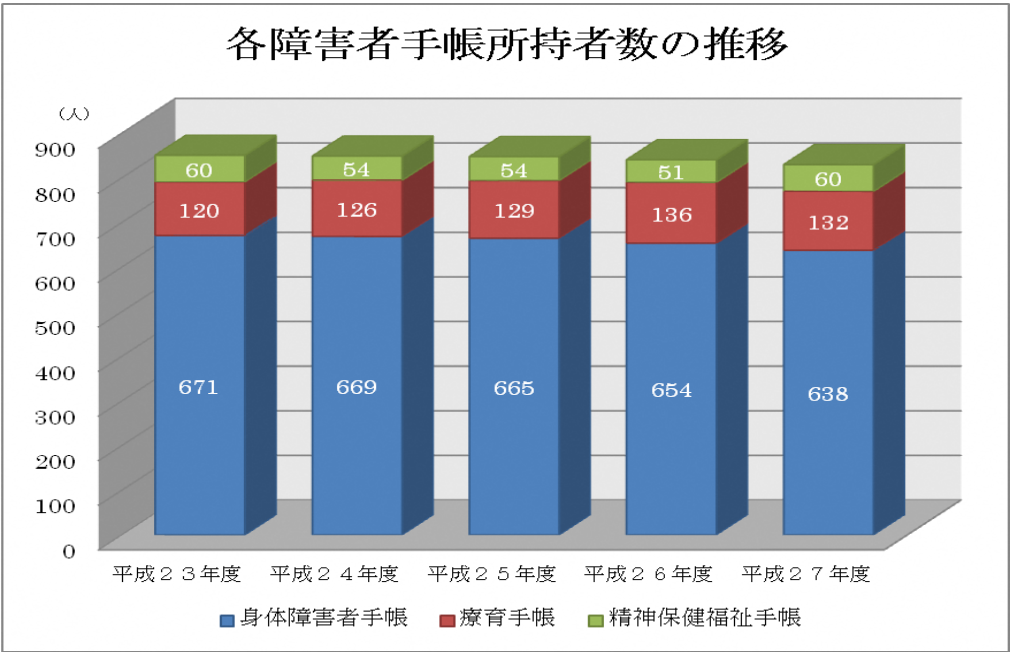
(単位：人・%)



資料：小山町社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

第4節 障がいのある人の状況

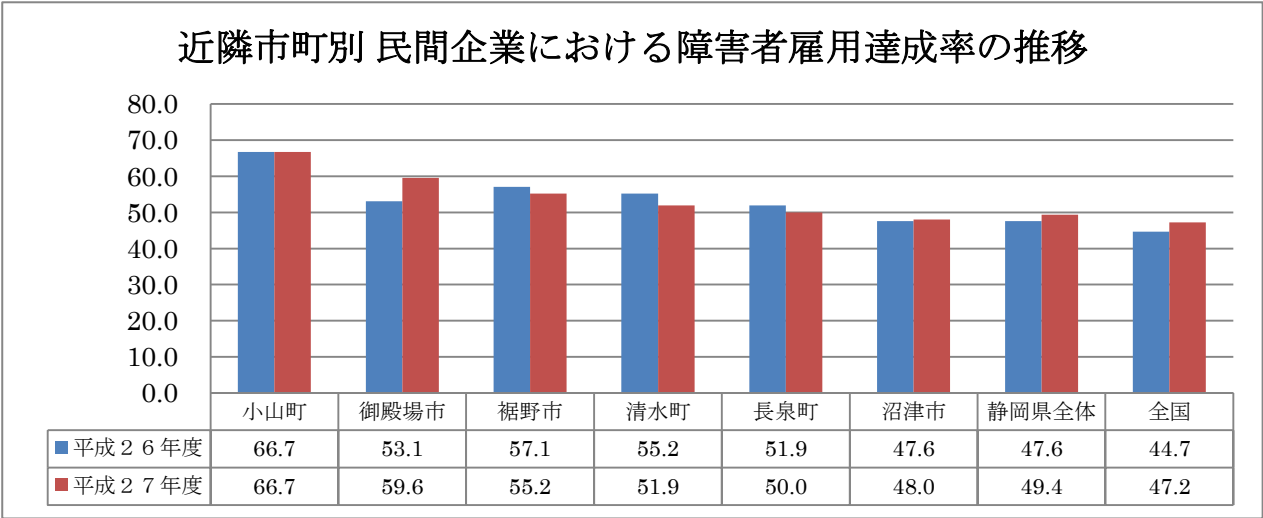
(単位：人)



資料：小山町住民福祉部住民福祉課（各年度3月31日現在／平成27年度は2月1日現在）

平成27年度における重複所持者数		23人
身体障がい 及び 知的障がい		18人
知的障がい 及び 精神障がい		1人
身体障がい 及び 精神障がい		4人

(単位：%)

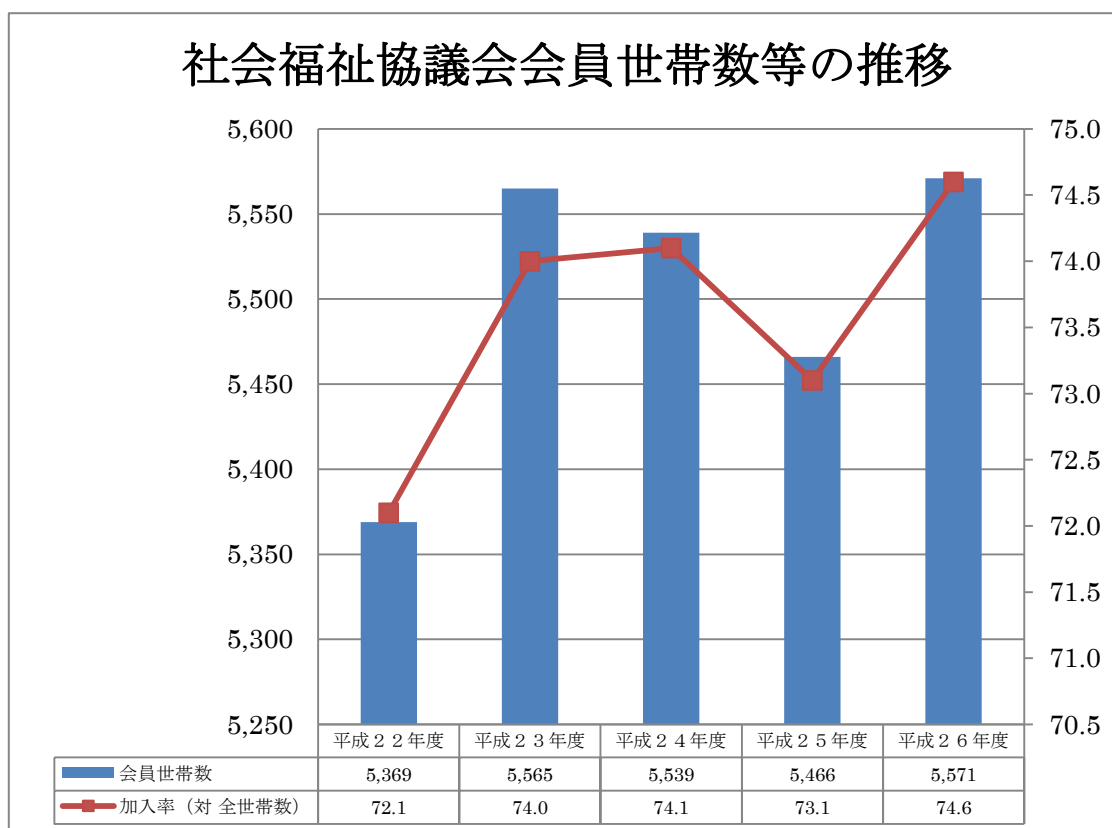


資料：沼津公共職業安定所（各年度6月1日現在）

調査対象：管内に本社機能があり、障害者雇用が義務付けられている従業員数50人以上の民間企業320社

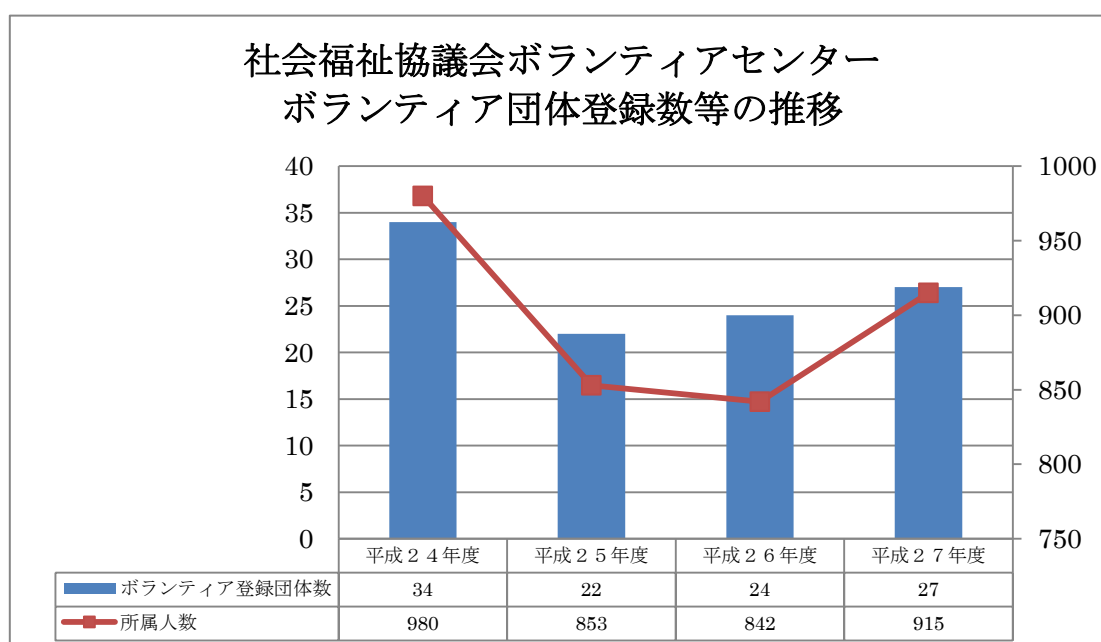
第5節 地域福祉活動の状況

(単位：世帯・%)



資料：小山町社会福祉協議会（各年 3 月 31 日現在）

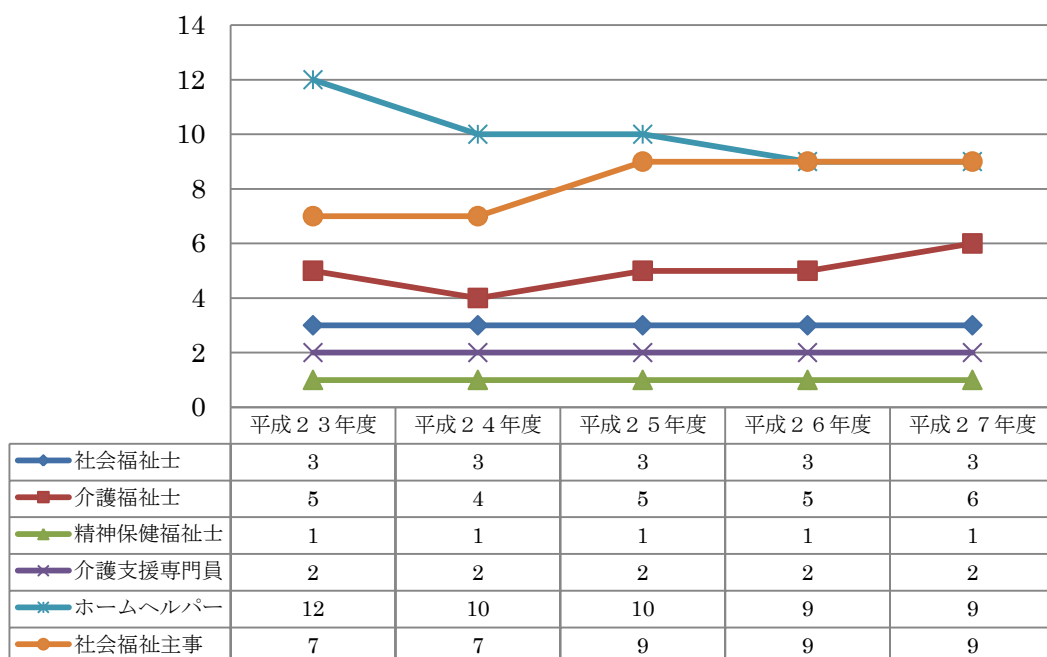
(単位：団体・人)



資料：小山町社会福祉協議会（各年４月１日現在）

（単位：人）

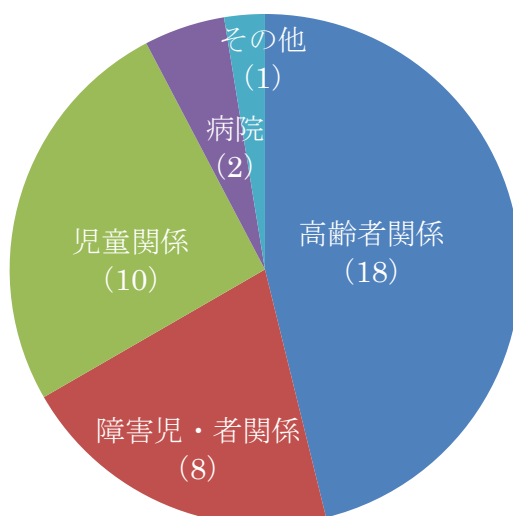
小山町社会福祉協議会職員の資格取得者数の推移



資料：小山町社会福祉協議会（各年４月１日現在）

（単位：か所）

小山町内における社会福祉施設・事業所数



資料：小山町社会福祉協議会（平成 27 年 10 月 1 日現在）

◆小山町社会福祉協議会の沿革

年度	沿革
昭和 26 年	役場内に『小山町社会福祉協議会』を設立
昭和 56 年	『第 1 回小山町ふれあい広場』を開催
昭和 58 年	『社会福祉法人』として認可を受け、地域福祉推進の中核的組織としての活動を本格化
	福祉活動専門員及び福祉活動専任職員各 1 名を配置
	『家庭奉仕員派遣事業(現 ホームヘルプサービス事業)』を町行政から受託
	各福祉団体の事務を受託
	町生活福祉資金貸付制度を開始
昭和 63 年	『緊急通報システム設置事業』を開始(15 年度から町行政受託事業)
平成 元年	北郷中学校が県福祉教育実践校に指定(～3 年度)
平成 3 年	『朗読ボランティア講座』を開催
	『第 1 回初級手話講座(現 手話入門教室)』を開催
平成 4 年	中央公民館内に事務所を移転
	心身障害者小規模授産所「ワークホーム・アップル」を設置
平成 5 年	『ひとり暮らし老人お楽しみ会』を開催
	『寝たきり老人介護者の集い』を開催
平成 6 年	青少年会館内に事務所を移転
	『社協だより・ほほえみ』を創刊(26 年度の第 107 号を以って廃刊)
	『元気が出る介護セミナー』を開催
平成 7 年	『ガイドヘルパー訓練教室』を開催
	『ホームヘルパー養成研修 3 級課程』を開催(～10 年度)
平成 8 年	地域福祉活動の支援のためマイクロバス運行を開始
	ボランティア・コーディネーター 1 名を配置
	『ふれあいサロン(茶論)』を開催 (14 年度から町行政受託事業)
	「優良活動社会福祉協議会」として全国社会福祉協議会会長表彰を受賞
平成 9 年	登録ホームヘルパー制を導入
	『子育て支援アドバイザー養成講座』を開催
	赤い羽根共同募金運動において『使途選択方式・職域募金』を実施(全国初)
平成 10 年	ボランティアセンター活動事業(国庫補助)実施社協に指定
	成美小学校と小山中学校が県福祉教育実践校に指定(～12 年度)
	『ハンディキャップツアー』を開催
	福祉車両と運転ボランティアによる『外出支援サービス』を開始
	『高齢者・障害者防災訓練』を実施(～14 年度)
	『第 1 回小山町社会福祉大会』を開催
	『ウィンターショートボランティア活動(大人のための短期福祉施設体験学習)』を開催
	『夜間住民懇談会福祉の井戸端会議』を開催(～17 年度)

年度	沿革
平成 11 年	小山高校が県福祉教育実践校に指定(～13 年度)
	『第 1 回社会福祉施設・病院職員交流会』を開催
	『精神保健福祉ボランティア講座(こころの健康・街かど福祉教室)』を開催
	『第 1 回ふれあい標語コンクール』を開催
	『地域福祉権利擁護事業(現 日常生活自立支援事業)』を開始
	『ボランティア情報紙(ぼらんていあ・にゅ～す)』を創刊
平成 12 年	健康福祉会館オープンとともに同 3 階に事務所を移転
	静岡県知事の指定を受け、介護保険事業である『居宅介護支援』、『訪問介護』、『訪問入浴介護』、『福祉用具貸与』の 4 事業を開始 (福祉用具貸与は 21 年度末、訪問入浴介護は 23 年度末に事業廃止)
	『障害者ホームヘルプサービス事業』を町行政から受託 (18 年度から障害者自立支援法指定事業に移行)
	『身体障害者訪問入浴サービス事業』を町行政から受託(～23 年度)
	『軽度生活援助事業』を町行政から受託(～13 年度)
	『健康福祉会館日常清掃業務』を町行政から受託(～19 年度)
	『第 1 回ボランティア福祉教育関係者連絡会』を開催
	『介護保険さわやかアドバイザー訪問相談事業』を県社協から受託
	おやま福祉便利マップを発行(町商工会との協働事業として静岡第一テレビで紹介される)
	『第 1 次小山町地域福祉活動計画(実施期間; 13～17 年度)』を策定
平成 13 年	明倫小学校が県福祉教育実践校に指定(～15 年度)
	『ジュニア福祉スクール』を開催
	『災害時ボランティア本部立ち上げ訓練』を実施
	共同募金会小山町支会が『共同募金運動奉仕者功労』として厚生労働大臣表彰を受賞
	『介護保険円滑化サポート事業』を県社協から受託
平成 14 年	町福祉教育実践校助成事業を開始(北郷小学校及び須走中学校を指定／～15 年度)
	『介護認定調査業務』を町行政から受託(～18 年度)
	『パークゴルフ場管理業務』を町行政から受託(～19 年度)
	『宅老所・ひだまり』を空き店舗を活用して開設(商店街との協働事業では全国初)
	『災害時ボランティア・コーディネーター養成研修』を開催(市町村社協で県内初)
	『小地域福祉活動推進研修会(現 小地域福祉セミナー)』を開催
	『父と子の暮らしに関するアンケート調査』の実施
平成 15 年	ホームヘルプサービス利用者に対する『バースデYPREゼント贈呈事業』の実施
	菅沼・坂下地区が『静岡県小地域福祉教育推進事業モデル地区』に指定(～16 年度)
	『創造的な学習・ふくし塾』の開催
	『福祉教育のつどい』を開催
	『第二の人生・しあわせ探し応援講座』を開催

年度	沿革
平成 16 年	本会の福祉サービスに対する「苦情解決体制」を整備 『ホームヘルパー養成研修 2 級課程』を開催（～17 年度）
平成 17 年	小山町初の小地域福祉推進組織として『菅沼・坂下地区ふれあい委員会』が設立 町福祉教育実践校第 2 期校に足柄小学校及び須走小学校を指定（～18 年度） シニア男性対象『お父さんのための生活科教室』を開催 民族打楽器による介護予防プログラム『ドラミング体験教室』を開催 歳末たすけあい要援護世帯激励金配分に伴う「申請方式」を導入（県内初） 中学生対象の『赤い羽根共同募金セミナー』を開催（～19 年度） 『第 2 次小山町地域福祉活動計画（実施期間：18～22 年度）』を策定
平成 18 年	『介護予防支援業務』を町行政から受託 小山町地域包括支援センターの新設に伴い関連職種職員を町行政に派遣（18 年度のみ） 『心配ごと相談員・相談援助技術研修会』を開催 本会ホームページを開設 『ふくしの参観日』を開催 『第 33 回国際福祉機器展 2006』見学ツアーを開催 地域福祉部門職員の職名を『地域福祉プロデューサー』に変更（全国初）
平成 19 年	公益通報者保護にかかる「外部通報窓口」を設置（町社協で県内初） 『おやま福祉機器フェア 2007』を開催 『福祉専門職スキルアップ研修』を開催
平成 20 年	法人認可から 25 周年を迎える 町民参加型・地域福祉課題啓発演劇公演『作品名：あんときのライスカレー』を開催
平成 21 年	静岡県知事の指定を受け、障害者自立支援法における『就労継続支援B型事業（ワークホーム・アップル）』を開始 赤い羽根共同募金活用『協働企画体験講座』の開催
平成 22 年	台風 9 号豪雨災害に伴う『小山町災害ボランティア本部』立上げ（ボランティア 1,900 人受入） 『第 3 次小山町地域福祉活動計画（実施期間：23～27 年度）』を策定
平成 23 年	『住民参加型福祉サービス』新規立ち上げに向けたプロジェクトチームを設置 カフェ・ポム（小山町役場 1 階）をオープン
平成 24 年	東日本大震災の被災市町社協支援にかかる職員派遣（実派遣人数 2 名、延 32 日） 生活福祉資金貸付相談員を配置 福祉版・女子力アップセミナーの開催 シニア対象『ケータイ教室』の開催 全社協『介護サービス経営診断』の受診（市町社協では県内初）
平成 25 年	役職員対象『経営課題研修会』を開催 本会職員にかかる変形労働時間制の導入 住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”を開始

年度	沿 革
平成 25 年	婚活・婚育支援事業を展開(27 年に町行政へ移管)
	賀茂郡西伊豆町及び京都府福知山市での災害発生にかかる職員派遣
	法人認可から 30 周年を迎える
	須走地区の雪害に伴う『雪害被害世帯生活支援センター』立上げ(ボランティア 503 人受入)
	『第 1 次法人経営改善計画(実施期間;25～29 年度)』を策定
平成 26 年	生活困窮者自立促進支援モデル事業の受託(県社協を含むコンソーシアム方式による)
	レクリエーション・リーダー養成研修の開催
	町民食堂ごちそうさん(小山町役場地階)をオープン
平成 27 年	社会福祉法人新会計基準に移行
	『地域福祉活動情報紙・つながり』を創刊
	生活困窮者自立促進支援事業の受託(自立支援相談事業、学習支援事業)
	『第 4 次小山町地域福祉活動計画(実施期間;28～31 年度)』を策定

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉の基本視点

基本視点1・・・福祉の人づくり【人間力】

町、地域、学校、社会福祉協議会等が協働で、地域の中で共生していこうという思いやりの心を育てます。また、情報提供や担い手の発掘・育成等、効果的なコーディネート体制を構築し、ボランティアの輪を広げるとともに、相互扶助機能を有するコミュニティを築き、住民参加の活動を支えます。

基本視点2・・・共生の地域づくり【地域力】

地域に密着した地域福祉活動組織を支援し、地域の実情に応じた取り組みを進めるとともに、地域ぐるみの子育て、健康や介護予防活動、防災、防犯活動などにより、地域コミュニティの活性化につなげ、地域で支え合う体制づくりを構築します。

基本視点3・・・福祉の基盤づくり【福祉力】

関係機関や団体等による相談体制を充実させ、福祉サービスや制度を利用しやすい仕組みをつくるとともに、住民参加型福祉サービス等の開発や展開を通じて、サービス提供力を高めます。また、地域を構成する様々な団体との情報交換や協議により、地域福祉の組織化を進めながら、社会福祉協議会と連携した取り組みを積極的に推進します。

第2節 計画の基本目標

計画がめざす理念を表す「3つの基本視点」に基づき、「9つの基本目標」を定めて、各種施策や事業を展開します。

- 1-1 思いやりの心を育てる
- 1-2 ボランティアの輪を広げる
- 1-3 住民参加の活動を支える
- 2-1 地域の実情に応じた取り組みを進める
- 2-2 人にやさしい地域環境を整える
- 3-1 サービスを利用しやすい仕組みをつくる
- 3-2 地域福祉の組織化を進める
- 3-3 サービス提供力を高める
- 3-4 社会福祉協議会の基盤を強める

おやま支え合い創造プラン 体系図

● 計画がめざす理念 ●

小さな子どももお年寄りも、障がいのある人もない人も
だれもが安心して暮らしていけるよう
官民協働と支えあいによる福祉のまちづくりをすすめます。

基本視点 1 福祉の人づくり

【人間力】

基本目標

- 1 思いやりの心を育てる
- 2 ボランティアの輪を広げる
- 3 住民参加の活動を支える

基本視点 2 共生の地域づくり

【地域力】

基本目標

- 1 地域の実情に応じた取り組みを進める
- 2 人にやさしい地域環境を整える

基本視点 3 福祉の基盤づくり

【福祉力】

基本目標

- 1 サービスを利用しやすい仕組みをつくる
- 2 地域福祉の組織化を進める
- 3 サービス提供力を高める
- 4 社会福祉協議会の基盤を強める

第4章 基本計画

※この章では、「第3章 計画の基本的な考え方」を受け、3つの基本視点ごとに基本目標を示すとともに、数値を定めた目標（指標）を設定し、あわせて施策や事業について、主な実施主体と区分を定めています。

※主な実施主体

- 【町】：行政が主に担う取り組み
- 【社協】：社会福祉協議会が主に担う取り組み
- 【町民】：町民が主に担う取り組み
- 【町・社協】：行政と社会福祉協議会の協働ですすめる取り組み
- 【社協・町民】：社会福祉協議会と町民が協働ですすめる取り組み
- 【町・社協・町民】：行政と社会福祉協議会と町民が協働ですすめる取り組み

※区 分

- 【継続】：これまでも取り組まれているもの
- 【拡充】：これまで取り組まれているが、内容等について充実するもの
- 【新規】：新たに取り組むもの

※例

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
〇〇〇〇数	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇〇〇〇

現状値の算出年度は目標（指標）
により異なる場合がある

計画推進最終年度

□ 〇〇〇〇〇

〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【町・社協】	【継続】
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇〇。	主な実施主体	区 分

第1節 福祉の人づくり《人間力》

1 思いやりの心を育てる

人としての多様性を認め合いながらも共に生きる意識を育み、思いやりや助けあい、支え合いの心が育まれるよう、学校における福祉教育のほか、地域の中で、誰もが、様々な場・機会を通じて福祉について学び、共に育む地域づくりを推進します。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
認知症サポーター	1,508人	2,000人	認知症サポーターの人数 目標は人口の1割

□ 地域を基盤とした啓発活動の展開

行政や社会福祉協議会等が主催する「ふれあい広場」や「社会福祉大会」などの事業を通じて、福祉共育の重要性と役割について認識を深める啓発活動をすすめていきます。	【町・社協】	【継続】
--	--------	------

□ 学校・家庭・地域を基盤とした福祉共育の推進

高齢者施設や障がい者施設への訪問体験やふれあい茶論での交流体験などを行い、児童・生徒の福祉意識の醸成を図ります。また、学校、地域、福祉施設等が相互の意見交換を行う場として、連絡会を実施していきます。	【町・社協】	【継続】
---	--------	------

□ 福祉共育の推進を担う人材育成

静岡県地域福祉教育推進委員会等が作成した福祉教育副読本を活用した実践を行うとともに、高校生や大学生等と連携した取り組みをすすめます。静岡県社会福祉協議会等と連携した福祉共育セミナーや交流会の開催など充実し、人材育成をすすめます。	【町・社協】	【継続】
--	--------	------

□ 人権啓発事業の推進

人権尊重の意識を高めるため、児童・生徒から大人を対象とした様々な人権教育の充実を図るなど、人権啓発を進めます。	【町・社協】	【継続】
---	--------	------

□ 認知症サポーター養成講座の開催

児童・生徒から大人を対象として行ってきた「認知症サポーター養成講座」について、多様な場所や機会を通じて開催し、地域ぐるみで認知症に対する意識啓発を図っていきます。	【町・社協】	【継続】
---	--------	------

2 ボランティアの輪を広げる

町民や地域の力を地域福祉推進のための資源・原動力として積極的にとらえ、地域への主体的な参加を促進させるとともに、町民のボランティア活動への意欲を実際の活動につなげるための普及・啓発を図ります。また、社会福祉協議会や教育委員会におけるボランティアセンター機能を充実させながら、必要な情報提供、担い手の発掘・育成、担い手と受け手を結び付ける効果的コーディネート体制の構築、活動メニューの充実など、ボランティア活動への参加をしやすい体制・条件整備に努めます。

さらに、NPO等の地域活動団体、住民参加による支えあい活動等の育成及び支援をすすめるとともに、シニア世代など、これからの地域福祉の担い手となる人材を発掘・育成し、活動につなげるための仕組みづくりに積極的に取り組んでいきます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
全中学生数に占めるボランティア登録数の割合	32%	50%	教育委員会ボランティアセンターへの登録者

□ 健康づくり等の人材育成

様々な団体と連携するとともに、シニア世代の潜在能力を活かしながら、健康づくりのリーダーや介護予防関連ボランティアの人材を育成します。	【町・社協】	【継続】
--	--------	------

□ 各世代にあった体験・講座プログラムの開発

子どもから高齢者まで、様々な世代の町民が参加できるボランティア体験や研修・講座プログラムにより、福祉啓発やボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアやNPO団体の活動を支援していきます。	【町・社協】	【継続】
--	--------	------

□ 講座や研修会等への参加

自らが持つ可能性を引き出すために、さまざまな講座や研修会に積極的に参加していきます。	【町民】	【継続】
--	------	------

□ 身近なエリアにおけるボランティア活動への取り組み

身近なところでできる「ちょいボラ（少しの時間と身近な場所で行うことができるボランティア）」を実践していきます。また、活動中の不慮の事故などに備えて、ボランティア活動保険や行事用保険への加入を心掛けます。	【町民】	【継続】
---	------	------

□ 災害ボランティア・コーディネーターの育成

地域での防災活動を担う自主防災組織や社会福祉協議会と連携し災害ボランティア・コーディネーターなどの人材を育成します。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------



（災害ボランティア等を対象とした災害対応研修会）

3 住民参加の活動を支える

世代間交流の一層の推進を図るとともに、町社協が展開する身近な地域福祉活動や、民生委員・児童委員の活動など、生活課題を抱えながら地域で暮らす一人暮らし高齢者や障がいのある人等を、地域で支える仕組みづくりを進めていきます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
「高齢者が自立していきいきと暮らしている」と回答する町民の割合	36%	50%	町民アンケート
「みんなが主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	33%	50%	町民アンケート
シルバー人材センター会員数	214人	280人	高齢者の就労場所のひとつであるシルバー人材センターに登録している会員数
訪問理美容の実施件数	0件 (平成27年度)	150件	在宅高齢者向けの訪問理美容サービスの実施件数

□ 家族介護者を地域で支援していくための環境づくり

在宅で高齢者や障がいのある人を介護している家庭の暮らしを見守っていくとともに、行政や社会福祉協議会等が行うさまざまな事業を周囲の人たちに伝えていきます。	【町民】	【継続】
--	------	------

□ 地域コミュニティの活性化

地域のリーダーを育成していくために、知識や経験を後進に伝えていくとともに、自主的なコミュニティ活動を進めていきます。	【町民】	【継続】
--	------	------

□ ふれあい茶論をより気軽に参加できるようにするための体制づくり

ふれあい茶論をより気軽に参加できて楽しめるものにします。また、区や民生委員と連携して、多くの高齢者の参加を進めます。	【社協・町民】	【拡充】
--	---------	------

□ 健康マイレージ制度の活用による地域コミュニティの活性化

健康マイレージ制度を活用し、ボランティア活動や子どもの見守りなど、地域活動とリンクさせた様々なメニューを用意し、健康や介護予防につながる活動を行う高齢者を増やすことで、地域コミュニティの活性化につなげ、地域で支え合う体制づくりを構築します。	【町】	【拡充】
--	-----	------

□ 町民参加による食育の推進

食育に関わる人材の輪を広げ、町民参加の食育を推進します。	【町】	【拡充】
------------------------------	-----	------

□ 健康づくりの拠点としての健康福祉会館の有効活用

健康福祉会館を、若者や子育て層から高齢者、障がいのある人まで、多世代の健康づくりの場として活用していきます。	【町・町民】	【拡充】
--	--------	------

□ 高齢者の生きがい活動の促進

シルバー人材センターを支援し、高齢者の就労活動の拡大に努めます。	【町】	【拡充】
老人クラブの文化事業や健康づくり事業について支援を行い、より多くの高齢者が交流の場に参加し、生きがいを見出せるよう支援します。	【町】	【継続】
高齢者が交流の場に参加し、生きがいを見出せるよう、利用しやすい交通手段を確保します。	【町】	【拡充】
参加と協働による元気なまちづくりの一環として、町内の理美容師と協働し、高齢者向け訪問理美容の推進やオシャレ講座を開催し、高齢者の元気や生きがいの創出を図ります。	【町】	【拡充】
高齢者が交流の場に参加し、生きがいを見出せるよう、利用しやすい交通手段を確保します。	【町】	【拡充】

□ 障がいのある人を地域で支える仕組みづくり

障がいを持つ人たちが、親亡き後も継続した自立へつながるよう、挨拶、家事、調理、健康管理など日常生活や仕事をするうえで必要な仕組みづくりを構築します。	【社協・町民】	【拡充】
--	---------	------

第2節 共生の地域づくり《地域力》

1 地域の実情に応じた取り組みを進める

地域の実情に応じた取り組みを進めるためには、まず地域の姿やそこに潜む課題、要望などを的確に把握する必要があります。そのためには、町民の声に積極的に耳を傾けることが求められます。世代交流や見守りなど、地域に密着した小地域福祉活動組織の必要性について、各地域の関係者や住民の皆さんと話し合いを繰り返しながら、共通認識を持ち、行っていくことが大切です。また、中心的な役割を担うことができる人材を発掘、育成、支援していくこともあわせて必要となります。

地域の身近な課題の解決に向けて、町民、関係機関、行政、社会福祉協議会がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協働していくことができる、地域力の高いまちづくりを目指します。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
「町民が地域で互いに支え合って暮らしている」と回答する町民の割合	59%	65%	町民アンケート

□ 地域のことについて話し合う場づくり

町民の主体的なまちづくりや支え合い活動を活性化させるため、区等の役職に関係なく、誰もが気軽に集まって、自分たちの地域のことについて考え、生活の基本的なルールづくりなど自由に意見交換できる場や機会を提供します。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------

□ 相互扶助による小地域福祉活動の推進

身近な地域において、子育て世代、高齢者や障がいのある人に対する「見守り・声かけ」や生活支援、世代間の交流など地域住民が互いに尊重しながら支えあう「小地域福祉活動」を進めます。	【町・社協】	【拡充】
---	--------	------

□ 公共施設等の有効活用

公共施設や地区公民館、空き店舗や余裕教室などを地域福祉活動の拠点として有効に活用します。	【町】	【拡充】
--	-----	------

□ 身近な生活課題を相談できる関係づくり

地域で抱えている生活課題等について、区長や民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会、関係機関等に相談するなど、いち早く解決する糸口を見つけ出せるよう、日頃からの関係づくりに努めます。	【町民】	【拡充】
---	------	------

2 人にやさしい地域環境を整える

小山町では、平成22年9月に発生した台風9号による豪雨災害、平成26年2月の雪害の際は、人的被害はありませんでしたが多くの町民が被害を受けました。また、震災を含めた大規模災害発生時には多くの人たちが避難所等において不自由な生活を送らなければならないなど、プライバシーが十分に確保されないなど、過酷なものといえます。

このような大規模災害時に備え、行政、社会福祉協議会、関係機関、町民等が一体となり、さまざまな取り組みを進めていくことが引き続き求められています。

さらに、民生委員・児童委員協議会が展開している「災害時一人も見逃さない運動」や区長会や自主防災組織等の協力を得て行っている「災害時要支援者台帳の整備・効果的な活用」についても、町行政や関係機関等が協働して重点的に取り組んでいきます。

また、消費者被害を未然に防ぐため、地域や学校、高齢者への消費生活に関する教育の推進と体制づくりが必要となっています。

子育て経験の乏しい保護者が悩みを抱え、孤立しないためにも、相談や保健指導体制の充実を図るとともに、地域ぐるみで子育て家庭を支える環境を整えていく必要があります。

これら地域ぐるみの子育て、防災、防犯活動などを含め、健康で、安全で、安心して生活できる環境づくりを町民とともに進めていくことが求められています。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
「消費生活のトラブルが少なく、安心して生活ができる」と回答する町民の割合	66%	80%	町民アンケート
小山町消費生活センターへの相談及び情報提供件数	98件 (平成26年度)	200件	小山町消費生活センターの周知及び未然防止の啓発活動を行うことで、町民が気軽に相談できる体制の整った度合いを相談件数として示す。
「安心して子どもを産み育てる環境が整っている」と回答する町民の割合	42%	50%	町民アンケート
お達者度	男性 16.56年 女性 19.59年 (平成24年度)	男性 17.12年 女性 20.64年	65歳から元気で自立して暮らせる期間(要介護2～5の認定を受けていない期間)
「障がいのある人が社会参加し、自立している」と回答する町民の割合	22%	50%	町民アンケート
保育園待機児童数	0人 (平成27.4.1現在)	0人	保育所入所申請を出しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない状況にある児童の人数
一般住宅や高齢者単独世帯の防火指導	77% (平成26年度)	100%	年2回重点実施地区の全世帯を訪問して、防火・防災指導を展開した実施率
地域防災訓練参加者数	6,900人 (平成26年度)	7,000人	—

□ 消費生活被害防止のための取り組み

啓発パンフレットの配布、広報紙・同報無線など、情報発信による意識啓発の強化に努めます。	【町】	【継続】
消費者一人ひとりが自己責任の考え方に立って自主的に合理的な消費行動のできる「主体性のある消費者」についての情報提供と自己啓発に取り組みます。	【町・社協・町民】	【継続】
消費者被害にあう確率の高い一人暮らし高齢者などに対し、ふれあい茶論や老人クラブ活動などを通じて、地域ぐるみの「見守り」ができるよう取り組みます。	【町・社協・町民】	【継続】
魅力的な出前講座づくりと講座への積極的な参加に取り組みます。	【町・社協・町民】	【拡充】

□ 障がいのある人の社会参加の促進

ノーマライゼーション等の正しい知識や情報を提供する等、啓発・広報活動の充実を図ります。	【町】	【継続】
公共施設等のバリアフリー化を推進し、外出支援の充実を図ります。	【町】	【継続】
自主防災組織と連携し、障がいのある人等の支援を充実させ、安全・安心対策の充実を図ります。	【町】	【継続】
手話奉仕員養成講座や手話通訳者派遣事業等の在宅福祉サービスの向上を図ります。	【町】	【継続】
役場本庁舎の「町民食堂ごちそうさん」や「カフェ・ポム」等で、障がいのある人がこれからも継続して働けるよう、町民を含め幅広く利用を進めていきます。	【町・社協】	【拡充】
町行政や民間企業は、ともに障がいのある人の雇用促進に取り組みます。	【町・町民】	【継続】
町内の企業等を訪問し、就労支援施設のPRや、障がいのある人の雇用の協力依頼を行います。	【町】	【継続】
社会福祉協議会を含む社会福祉法人等との連携による相談窓口を設置し、就労支援等障がいのある人が不安のない生活を送れるように努めます。	【町・町民】	【継続】
就労支援施設等で製作された自主製品の販売場所の提供や購入を拡大することにより、就労支援施設との交流を深めます。	【町・社協・町民】	【拡充】
平成28年4月に「障害者差別解消法」がスタートします。行政機関や企業・商店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を認め合いながら、共に暮らせる地域社会づくりを進めます。	【町・社協・町民】	【拡充】

□ 子育てしやすい環境の整備

家庭、地域、学校が連携して様々な教育活動に取り組みます。また、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会全体で家庭教育を支援します。	【町・町民】	【継続】
「保育園待機児童なし」を継続していきます。	【町】	【継続】
保育ニーズの増加への対応のため、ファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、放課後児童クラブ等の整備をすすめます。	【町】	【拡充】
ファミリーサポートセンターの受託会員養成講座等へ積極的に参加します。	【町民】	【拡充】
民間事業者と連携し、子育てにやさしい自治体としてのPRに努めるとともに、子育てサービスを実施します。	【町】	【拡充】
高齢出産のリスクなど、妊娠出産等に関する正しい知識を持つってもらうため、高校生や若者に対する教育・啓発活動を推進します。	【町】	【拡充】

□ 児童虐待防止の啓発や働きかけ・相談体制の強化

広報による町民への啓発を通じて、児童虐待を早期発見・早期解決するために、関係機関・団体等との情報共有や連携を強化していくとともに、児童虐待問題に関する一層の意識高揚に努めます。	【町・町民】	【拡充】
日常的に関係機関との連携に努め、相談体制の充実を図ります。	【町・社協】	【拡充】

□ 防災体制の充実

広報活動や各種防災訓練により、自助・共助を中心とした普段から災害に対する備えをしてもらうよう防災意識の啓発を行います。	【町・町民】	【継続】
災害時に特に配慮を要する災害時要配慮者のうち、避難行動に特に支援を要する避難行動要支援者の名簿の更新を適切に行うとともに、自主防災組織における個別計画等の作成を支援します。	【町・町民】	【拡充】

□ 災害ボランティアセンターの設置

大規模災害等発生時に、被災地における被災者主体のスムーズな復興を図るため、関係機関やNPO等と連携しながら、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------

□ 町民と消防関係機関等が連携した快適生活の確保

町民の安全で快適な生活を確保するために、町民一人ひとりの消防・救急に対する意識の醸成に努めます。	【町・町民】	【継続】
--	--------	------

□ 高齢者ドライバーによる交通事故防止の取り組み

高齢者の運転能力・技能の低下に伴う交通事故を防止するために、老人クラブや区及び警察署等が連携した情報提供、交通安全教育の充実を図るとともに、公共交通機関の利用促進に努めます。	【町・社協・町民】	【継続】
--	------------------	-------------



（平成26年2月 須走地区における雪かきボランティアの活動）



（平成26年に開園した小山町立きたごうこども園）

第3節 福祉の基盤づくり《福祉力》

1 サービスを利用しやすい仕組みをつくる

利用者が自らの身体状況や生活状況に最も適合するサービスを選択し、利用できる基盤を整備することは、引き続き、町行政が積極的に取り組むべき課題です。

情報提供については、必要な人に必要な情報が行き届くよう、情報化時代に対応した多様な提供・発信方法の充実を図り、情報を自ら得ることが難しい人にも配慮した、利用者の視点に立った情報発信のしくみを構築していきます。

また、利用者の適切なサービス選択を支援するとともに、事業者によるサービスの質の確保・向上を図るため、事業者が提供するサービスの内容等に関する情報の公表や第三者評価制度を推進します。

さらには、福祉サービスに関する苦情に対応し、解決につなげる仕組みづくりや、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、自ら判断してサービスを選択・契約することが困難な認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、弱い立場になりがちな町民の権利を擁護する仕組みの充実など、セーフティネット機能の整備に取り組めます。

そして、経済的な家庭事情等により、就労につながりにくい人たちのために、生活困窮者自立支援制度にかかる「自立相談事業」等の情報提供や利用に向けた支援を行います。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
ふれあい茶論	2,841人	3,500人	ふれあい茶論の延べ参加人数

□ 相談支援機関等の連携

地域包括支援センターや生活困窮者自立支援事業生活支援・相談センター及び障害者相談支援事業所等による相談、情報提供、助言、連絡調整、地域のネットワークづくり等によりサービス利用に結び付けていく事業を積極的に実施していきます。	【町・社協】	【拡充】
民生委員・児童委員、福祉施設、医療機関、学校、警察など、あらゆる関係機関とともに、支援が求められる個々のケースに適切に対応します。	【町・社協】	【拡充】

□ 地域包括ケアの推進

小山町高齢者保健福祉計画等に基づき、地域ケア会議の充実、総合的な相談支援の実施、地域包括ケアのネットワーク構築を推進します。	【町】	【拡充】
認知症サポーターの養成や認知症相談の実施とともに、認知症ケアパスの作成・運用、認知症初期集中支援チームによる支援の実施等、認知症対策を推進します。	【町】	【新規】
在宅医療・介護連携事業を推進します。	【町】	【拡充】

□ 相談体制の整備・強化

相談員の資質向上を図るため、相談援助技術に関する研修参加の機会を設けるとともに、相談開設日以外における日常的な相談体制を整備するため、職員研修を強化します。さらに、相談希望者の利便性やプライバシー保護等を考慮し、定期相談日における電話相談の利用についても積極的に周知していきます。	【社協】	【拡充】
--	------	------

□ 生活困窮者支援のための相談支援の充実

経済的な面などで生活に困難を抱えた人に対する自立に向けた相談体制を充実します。また、生活福祉資金貸付などについても、静岡県社会福祉協議会や行政等と連携しながら支援を行います。	【町・社協】	【拡充】
---	--------	------

□ 高齢者の孤立防止の推進

社会福祉協議会と連携し、緊急通報体制整備事業やふれあい茶論を通じ、高齢者の孤立防止に取り組むとともに、介護予防の充実を図ります。	【町・社協・町民】	【拡充】
--	-----------	------

□ 地域における問題発見機能の強化

自分で問題を抱え込まずに相談するよう、日頃から相談機関の連絡先等を把握しておくよう心掛けます。地域の人が虐待、DVなどで権利を侵されないよう、声かけ、見守りなどを行い、心配だと感じた時は行政の担当窓口や警察署等に連絡します。介護や日常生活に支援の必要な人がいる場合は、町行政や関係機関に相談します。	【町民】	【継続】
---	------	------

□ 介護予防・日常生活総合事業の実施

関係機関や団体による協議体において、住民が抱える個別の課題や地域の課題の拾い出しや解決策の検討を行い、生活支援コーディネーターを調整役とし、町民や各種団体、ボランティア等と連携協働で問題解決を図ります。	【町・社協・町民】	【新規】
---	-----------	------

2 地域福祉の組織化を進める

地域福祉の担い手は住民一人ひとりであり、それぞれが自主的に活動を進めることが大切です。その活動は個人活動や団体活動など多岐にわたり、それぞれのできる範囲で活動が展開されています。

その一方で、一個人や一団体では取り組めなかったり、同じことを別々に取り組んでいたなどの状況がみられます。連携、協働の取り組みによって、できないと思っていたことが可能になり、より大規模に、よりきめ細かく活動するなどの効果が期待できることから、地域福祉の組織化を進めていく必要があります。

連携・協働の対象は住民だけではなく、民生委員・児童委員をはじめとする各種委員、事業者、学校、地域組織、関係機関など、地域を構成するさまざまな機関との連携・協働が必要です。そのためには、お互いの持つ機能を熟知し、情報交換をしながら、共に取り組めることは何なのか、具体的にどう取り組めばよいのかを検討していく必要があります。また、医療、福祉、保健分野の連携も欠かせません。

このことから、行政と社会福祉協議会は連携しながら、地域福祉を推進する資源となるボランティア、NPO等の地域活動団体、民生委員・児童委員、介護サービス事業者等のネットワークづくりに取り組みます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
福祉関連団体・事業所	51団体・事業所	60団体・事業所	社会福祉協議会の会員である福祉関連団体・事業所数

□ 地域支援ネットワークづくり

民生委員・児童委員との連携により、高齢者の実態把握に努めます。	【町】	【継続】
地域包括支援センターや事業所や商店等と連携し、高齢者見守りネットワークの機能強化を図り、高齢者の異変に迅速に対応できる体制をさらに強化していきます。	【町・社協・町民】	【継続】

□ 地域福祉関係団体の連携強化

地域福祉に取り組む団体が一堂に会し情報交換等を行えるような場を、社会福祉協議会と連携して設けます。	【町・社協】	【拡充】
---	--------	------

□ 在宅医療・介護関係団体等による連携・機能強化

現在の多様化した福祉課題を解決していくためには、医療・保健・福祉分野の各種関係団体の連携を強化し、よりよいサービスを住民に提供していきます。	【町・社協】	【拡充】
--	--------	------

□ 住民組織の活性化と連携強化

各種地域団体や当事者団体の活動に眼を向けながら、自らが所属する団体やグループが、他の団体や組織と連携・協働して取り組めることがないか検討していきます。	【町民】	【拡充】
---	------	------



（住民参加型福祉サービス・プロジェクト会議）

3 サービス提供力を高める

行政が展開するサービスは、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮世帯等に対するの公的制度・施策にみられるように、「措置」から「契約」へと変わり、自己負担が求められるなど、大きく変化しています。

こうした公的サービスによる「公助」を進める一方で、「自助」努力や住民同士が助け合う「共助」が必要であり、それらが互いに補完し合い、隙間なくサービスが提供できる社会を目指す必要があります。

社会福祉協議会には、公的制度やサービスでは提供できない、よりきめ細やかで、町民の持ち味を最大限に生かせる「住民参加型福祉サービス“オンリー・ユー♪”」や「ふれあい茶論」等の事業拡大が期待されています。

また、社会福祉協議会は県知事から指定を受けたサービス提供事業者でもあり、サービス利用者やその家族に親しまれるよう、これまでの実績とノウハウを活かし、前述の制度外サービス等を組み合わせたサービスを提供していくことが今後さらに求められてきます。

さらには、社会福祉協議会が国の認可を受けて取り組む無料職業紹介事業「おやま福祉人材バンク（平成28年度設置予定）」の事業展開により、求人側（小山町内の介護・福祉関係施設や事業所）と求職側（有資格者等福祉人材）のマッチングなど、地域福祉の人材不足の解消につながることが期待されます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
おやま福祉人材バンク	0人	40人	社会福祉協議会の無料職業紹介事業所「おやま福祉人材バンク」における有効求職者数

□ 福祉人材の発掘

無料職業紹介事業の実施により、地域の福祉人材の発掘とサービス提供力向上に努めます。	【社協】	【新規】
---	------	------

□ 介護等従事者の資質向上の取り組み

近隣のサービス事業者や福祉施設従事者のスキルアップを目的とした専門研修を開催し、地域の福祉サービス提供力と資質の向上を図ります。	【社協】	【拡充】
--	------	------

□ サービス提供力の向上にかかる提言

サービスの質が高まるように、サービス内容についての要望や意見をしっかりと伝えるようにします。	【町民】	【拡充】
--	------	------

□ 買い物困難者に対する支援体制の推進

交通手段がない、身体的な事情を抱えているなど、何らかの理由で日常の買い物が困難な高齢者、障がいのある人、妊産婦を含めた子育て世代等を対象に、各種機関・団体及び当事者である町民と連携しながら、地域を基盤とした買い物支援の実施に向けた取り組みをすすめます。	【町・社協・住民】	【新規】
--	-----------	------

4 社会福祉協議会の基盤を強める

地域福祉の中核的民間組織である町社協に対する町民の関心は決して高いとは言えないことから、町社協の存在意義や、社会福祉協議会はどこなところかについて、積極的にPRしていく必要があります。

また、町社協の財政基盤は、会費、委託金、県や町からの交付金、寄附金、共同募金助成金、歳末たすけあい募金等からなっています。そのため、決して強い財政基盤があるとは言えません。町社協が地域福祉の推進役として充実した活動が展開できるよう、財源の確保と必要な職員数の確保が課題になっています。限られた財源や人員で、効率的、効果的な事業を進められるよう、職員の資質向上に努めていきます。

【目標（指標）】

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成31年度)	指標の説明
自主財源の確保	5,571世帯 (平成26年度末)	5,600世帯	社会福祉協議会の会員世帯数
社会福祉士・介護福祉士及び精神保健福祉士の有資格者数	11人	14人	国家資格である社会福祉士・介護福祉士及び精神保健福祉士の資格を有している社会福祉協議会の職員数(重複取得している場合は、資格数を算出)

□ 社会福祉協議会に対する支援

社会福祉協議会が、社会福祉法に定められた地域福祉の中核的推進組織として、「先駆的」かつ「きめ細かな」事業を展開できるように、必要最低限の人件費や事業費の補助に努めます。また、社会福祉協議会等と連携した様々な取り組みを積極的に推進します。	【町】	【継続】
--	-----	------

□ 社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会の機能を強化し、既存制度では対応しきれない制度の狭間にいる人を支援し、不足する社会資源の開発を進め、さらなる地域福祉活動の充実を図るため、社協会費や共同募金及び寄附金などの民間福祉財源、さらに、新たな事業展開などにより、自主財源の確保に努めます。	【社協】	【拡充】
独自性と専門性を兼ね備えた小山町社協らしい地域福祉活動等を一層推進していくために、組織や財政、事務局体制を強化します。		
町民や企業、関係団体等から寄せられた会費等の財源を有効に活用できるよう、さらなる経費削減と効果的な事業展開に努めるとともに、補助金に頼り過ぎない事業運営に努めます。		
経営理念のもと、役職員が連携・協働した法人経営に努めます。		
社会福祉協議会は社会福祉法人という法人格を有している団体です。非営利性・公共性・公益性という特性を兼ね備えていることから、制度や市場原理では満たされないニーズについて、これまで以上に率先して対応していくなど、「地域における公益的な活動」を積極的にすすめていきます。		
健全で活力ある法人経営に励むとともに、情報公開に努め、法人経営の透明性を堅持します。		
全職員が専門的知識を有し、積極的な業務遂行やサービス提供が行えるよう、福祉関連資格取得等の自己研鑽を支援します。		

□ 社会福祉協議会に対する理解と支援

地域福祉活動情報紙「つながり」やホームページなどを通じて、社会福祉協議会の活動を理解するとともに、様々な地域福祉活動に参加・協力していきます。	【町民】	【継続】
---	------	------

第5章 計画の推進に向けて

1 協働により計画を推進する

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、町民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政や社会福祉協議会が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していく必要があります。「おやま支え合い創造プラン」は、小山町と小山町社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進行等に関して情報交換や連絡調整を行います。

また、地域福祉を推進するため、公的支援の充実以外に、町民をはじめとする、民生委員・児童委員、区、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者と連携し、それぞれの役割のもと、協働によるまちづくりをすすめていきます。

2 計画の進行管理

円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、小山町地域福祉計画・小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画合同推進委員会にて、行政と社会福祉協議会が協働のもと、毎年進捗状況の点検・評価を行います。それ以外にも両計画の合同事務局において、取り組みの実施状況等を日頃から確認していきます。

また、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取り組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。



P=PLAN（プラン）

具体的な取り組みや施策等

D=DO（ドゥ）

実行

C=CHECK（チェック）

点検・評価

A=ACTION（アクション）

見直し

第6章 資料編

用語説明

あ

【NPO】

英語の「Nonprofit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

【小山町高齢者見守りネットワーク】

地域の住民等が普段の生活の中で、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見する等、地域社会全体で高齢者を見守る活動。

か

【介護支援専門員（略称：ケアマネ）】

介護保険制度においてケアマネジメントを実施する有資格者のこと。要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡調整等や取りまとめを行う。利用者の介護全般に関する相談援助や関係機関との連絡調整を行うが援助の流れは、利用希望者、家族はどのような介護サービスの希望をするか面接（インテーク）、どのような介護サービスが必要かを査定（アセスメント）、介護保険が利用できるようにサービス計画、個別支援計画を作成（プランニング）する。そしてサービスの利用開始後も提供されている介護サービスが適切か否かを定期的に評価（モニタリング）して要介護者と介護者の状況に合わせて、再びアセスメントやプランニングを行う。

【介護福祉士】

「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格。同法によると、介護福祉士は「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義されている。

しかし、資格制度創設後10年以上を経て、介護福祉士に求められる役割は大きく変化している。身の回りの世話をするだけの介護から、高齢者や障がいのある人等の生き方や生活全体にかかわることで利用者の暮らしを支え、自立に向けた介護利用者や家族と共に実践することへと変わってきている。

【協働】

町民や町及び社会福祉協議会等がそれぞれの役割や責務に基づき、互いを尊重しながら、対等な立場で協力して活動に取り組むことをいう。

【健康マイレージ制度】

対象は 18 歳以上の町民と町内在勤者。健康づくり（事業参加や自己申告）、ボランティア活動、催しなどへ参加し。健康マイレージカードに 30 ポイントを貯めると賞品獲得や特典が得られる。

【コミュニティ】

自治会、まちづくり団体その他の町民が安心して暮らしていくために主体的かつ自律的に活動する組織及び団体をいう。

【こども園】

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する施設をいう。

さ

【災害時要配慮者】

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいう。

【災害ボランティア・コーディネーター】

災害発生時に災害ボランティアセンターにおいて、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチングを行うスタッフをいう。

【児童虐待】

児童の保護者やその周囲の人などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄することをいう。

【シルバー人材センター】

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に定められた、地域ごとに 1 つずつ設置されている高年齢者の自主的な団体であり、臨時的・短期的又は軽易な業務を、請負・委任の形式で行う公益法人である。就職あっせんのための組織ではない。

【社会福祉士】

「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格。社会福祉士は、同法第 2 条第 1 項において『社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整、その他の援助を

行うことを業とする者をいう。』と位置づけられている。

社会福祉士は、福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担っている。

【社会福祉主事】

この資格は本来、福祉事務所の現業員として任用される者に要求される任用資格である。福祉関係の資格としては、もっとも歴史が古いものの一つのため、社会福祉施設職員等の資格にも準用されている。また、社会福祉の基礎的な学習をしたことの目処ともされていることから、資格を持っていることを条件とするなど、希望する求人も多くある。

【就労支援施設】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う社会福祉施設であり、就労継続支援事業所（A型・B型）や就労移行支援事業所がある。

【身体障害者手帳】

身体に障がいのある人が、各種制度を利用する際に提示する手帳で、健常者と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受けるための証明書をいう。身体障害者福祉法第15条に基づき、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。援助内容は補装具・義肢の交付など有形のものから、ホームヘルプサービスなど無形のものまで多岐にわたる。

【精神保健福祉士】

精神保健福祉士法によって定められた国家資格。精神科病院などの医療機関や精神障害者の社会復帰を支援する施設において、社会復帰に関する相談に応じたり、日常生活に適應するための訓練や援助を行う。他職者と連携しながら地域や医療機関との橋渡しなども行う。障害者自立支援法が施行され、また司法・教育機関など配置機関が増加したことで、認知度が上昇し、需要が高まっている。

【精神保健福祉手帳】

精神障害がいのある人の社会復帰および社会参加の促進を目的とした制度。この手帳を取得することにより、障害基礎年金の受給、ホームヘルプサービスなどの福祉サービス、税金の控除や公共料金の割引などを利用できる。

た

【地域包括支援センター】

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支える機関のこと。主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等がチームで、高齢者や家族の支援を行っている。

【町民】

町内に住んでいる人、町内に通勤又は通学している人などをいう。

【町民アンケート】

小山町総合計画後期基本計画策定のための意向調査のことをいう。

【DV】

英語の「Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略称。配偶者や家族、交際相手などの身内から受ける身体・精神・経済的な暴力を指す。

な

【認知症サポーター】

認知症サポーターとは、特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称である。現在認知症サポーターは全国に約 540 万人(平成 26 年 9 月末現在)おり、地域において認知症の方が穏やかに生活するための見守りや環境整備に活躍している。

【認知症ケアパス】

認知症が疑われる場合、誰が、いつ、どこで、何をしたらよいか等、医療や介護などの提供の流れを示すもの。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人や高齢者も健常者と同じように、助け合いながら同じ地域で生活するのが当然であるとする考え方。

は

【避難行動要支援者】

災害時要配慮者にうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人をいう。

【ふれあい茶論】

家の中で過ごしがちな高齢者が公民館等で気軽に集い、ふれあいを通して生きがいづくり、仲間づくりの輪を広げる活動をいう。小山町社会福祉協議会が平成 8 年から実施しており、年間約 100 回開催されている。

【ファミリーサポートセンター】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援

助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

【ホームヘルパー（訪問介護員）】

訪問介護員は、都道府県知事の指定する『訪問介護員養成研修』の課程を修了した者をいう。介護保険法第 8 条第 2 項において介護福祉士と共に、介護行為を許された『その他政令（介護保険法施行令）で定める者』。かつては家庭奉仕員と呼ばれ、現在は一般にホームヘルパーと呼ばれている。講習修了した者に与えられる認定であり、国家資格ではない。

ま

【無縁社会】

単身世帯が増え、人と人との関係が希薄となりつつある日本の社会の一面を言い表したもので、NHKにより 2010 年に制作・放送されたテレビ番組による造語である。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人たちであり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

【無料職業紹介事業】

無料で求人企業等、求職者との間で雇用関係の成立を斡旋することを目的とした事業をいう。

や

【要保護・準要保護の児童生徒】

義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費など、一定の援助を行う支援制度を受けている生活保護を必要とする世帯、又は生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒をいう。

ら

【療育手帳】

知的障がいのある人を対象に交付される手帳。法律で決められた制度ではなく運用は自治体に任せられている。申請場所も児童相談所、市区町村など、自治体により異なるが、介護や福祉のサービスが受けやすくなる仕組みを取り入れているところもある。

策定経過

年	月 日	事 項
平成 27 年	12 月 14 日	第 1 回策定委員会及び第 1 回ワーキング部会 合同会議
平成 28 年	1 月 28 日	第 2 回ワーキング部会
	2 月 10 日	第 3 回ワーキング部会
	2 月 18 日	第 2 回策定委員会
	3 月 2 日～29 日	パブリックコメント募集

※ 策定過程においては、地域福祉計画の上位計画となる小山町総合計画の後期基本計画策定のための意向調査結果や、社会福祉協議会が毎年度末に開催している福祉団体との個別協議の結果等を反映させている。

小山町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 町は、町民の誰もが身近な地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、その計画的な推進を図るための指針となる小山町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するため、小山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 福祉計画案の策定に関すること。
- (2) その他福祉計画案の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人程度で組織し、次に掲げる機関又は団体等から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民で組織する団体
- (2) 保健、福祉、医療関係機関及びそれらの団体
- (3) 町議会及び行政機関
- (4) 教育機関及びその団体
- (5) 町内事業所で組織する団体
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から福祉計画の策定終了までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキング部会)

第7条 委員会にワーキング部会を置くことができる。

- 2 ワーキング部会の設置について必要な事項は、町長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

小山町地域福祉計画策定委員会ワーキング部会設置要綱

(設置)

第1条 小山町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成16年小山町告示第53号)第7条の規定により、小山町地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)の策定について策定委員会を補佐し、策定業務を効果的に進めるため、小山町地域福祉計画策定委員会ワーキング部会(以下「ワーキング部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 福祉計画案策定に必要な調査、研究に関すること。
- (2) 策定委員会への提出資料の検討、協議に関すること。
- (3) その他策定委員会から依頼された事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキング部会は、委員20人程度で組織し、次に掲げる機関又は団体等から町長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域住民で組織する団体
- (2) 保健、福祉、医療関係機関及びそれらの団体
- (3) 行政機関
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から福祉計画の策定終了までの期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 ワーキング部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキング部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 部会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキング部会の庶務は、町長の定める課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、地域社会を基盤とした福祉を推進することを目的とする社会福祉法人小山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、活動計画に関する必要な事項について、調査研究及び協議し、活動計画案の策定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人程度で組織し、次に掲げる所属機関、団体等（以下、「所属団体等」という。）から町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱又は任命する。ただし、所属団体等からの異動、退任等があった場合においても委員の職を引き継ぐものとする。

- (1) 地域住民で組織する団体
- (2) 保健、福祉、医療関係機関及びそれらの団体
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 行政機関
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から活動計画の策定終了までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキング部会)

第7条 委員会にワーキング部会を置くことができる。

- 2 ワーキング部会の設置について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会ワーキング部会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第7条の規定により、社会福祉法人小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定について策定委員会を補佐し、策定業務を効果的に進めるため、社会福祉法人小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会ワーキング部会（以下「ワーキング部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 活動計画案策定に必要な調査、研究に関すること。
- (2) 策定委員会への提出資料の検討、協議に関すること。
- (3) その他策定委員会から依頼された事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキング部会は、委員20人程度で組織し、次に掲げる所属機関、団体等（以下、「所属団体等」という。）から町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が委嘱又は任命する。ただし、所属団体等からの異動、退任等があった場合においても委員の職を引き継ぐものとする。

- (1) 地域住民で組織する団体
- (2) 保健、福祉、医療関係機関及びそれらの団体
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 行政機関
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から活動計画の策定終了までの期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 ワーキング部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキング部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 部会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、社協事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

策定委員会委員名簿

(順不同／敬称略)

No.	福祉 計画	活動 計画	団体・機関名	役職名	氏 名	備 考
	該当号					
1	1 号	1 号	小山町区長会	会長	山下 護國	副委員長
2	1 号	1 号	小山町連合婦人会	会長	小見山富枝	
3	2 号	2 号	小山町民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 武夫	委員長
4	2 号		社会福祉法人 小山町社会福祉協議会	会長	藤曲 正幸	(～H28. 2. 1)
					滝口 正	(H28. 2. 2～)
5	2 号	2 号	小山町老人クラブ連合会	会長	勝俣 昭	
6	2 号	2 号	社会福祉法人 寿康会	施設長	若林久美子	
7	2 号	2 号	NPO法人 おでかけクラブ	理事長	山本 和子	
8	2 号	2 号	小山町赤十字奉仕団	委員長	岡元 豊子	
9	2 号	2 号	小山町保健委員協議会	会長	勝亦 滋子	
10	3 号	3 号	小山町議会	文教厚生委員長	渡辺 悦郎	
11	3 号	3 号	静岡県御殿場健康福祉センター	次長・福祉課長	松井 幸信	
12	3 号	3 号	小山町	副町長	田代 章	
13	4 号	4 号	小山町社会教育委員会	委員長	高橋 豊宏	

任期：平成27年12月14日～小山町福祉計画及び小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定の日まで

【凡例】 福祉計画・・・小山町地域福祉計画（行政計画）

活動計画・・・小山町地域福祉活動計画（民間計画）

策定委員会ワーキング部会委員名簿

(順不同／敬称略)

No.	福祉 計画	活動 計画	団体・機関名	役職名	氏 名	備考
	該当号					
1	2号	2号	小山町民生委員児童委員協議会	地域福祉部会 部会長	富川 州三	部会長
2	2号	3号	社会福祉法人 小山町社会福祉協議会	訪問介護事業所 管理者	坂口 昇子	副部会長
3	2号	3号	社会福祉法人 小山町社会福祉協議会	居宅介護支援事業所 管理者	木村 博子	
4	2号	3号	社会福祉法人 小山町社会福祉協議会	ワークホーム・アップル 施設長	遠藤千代子	
5	3号	4号	小山町	こども育成課 こども育成班 主査	小宮山智士	
6	3号	4号	小山町	生涯学習課 生涯学習班 主任	坂田 理津	
7	3号	4号	小山町	健康増進課 健康づくり班 主任保健師	佐藤 浩美	
8	3号	4号	小山町	住民福祉課 介護保険高齢者班 班長	山崎 恭吾	
9	3号	4号	小山町	防災課 防災専門監 兼 防災班 班長	中越 祥生	

任期：平成27年12月14日～小山町福祉計画及び小山町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定の日まで

【凡例】 福祉計画・・・小山町地域福祉計画（行政計画）

活動計画・・・小山町地域福祉活動計画（民間計画）

策定合同事務局職員名簿

(順不同／敬称略)

No.	区分	団体・機関名	役職名	氏 名
1	小山町地域福祉計画	小山町	住民福祉部長	秋月 千宏
2			住民福祉課長	渡邊 啓貢
3			住民福祉課 福祉班長	湯山 宜麿
4	小山町社会福祉協議会 地域福祉活動計画	社会福祉法人 小山町社会福祉協議会	常務理事 兼 経営戦略担当理事 兼 事務局長	原 秀人
5			統括地域福祉プロデューサー	松田 直樹
6			地域福祉プロデューサー	関 智久

おやま支え合い創造プラン

第3次小山町地域福祉計画
小山町社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画

平成28年3月策定

発行 小山町
社会福祉法人 小山町社会福祉協議会

編集 小山町 住民福祉部 住民福祉課
〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2
TEL. 0550-76-6661 FAX. 0550-76-4770

社会福祉法人 小山町社会福祉協議会 法人本部
〒410-1311 静岡県駿東郡小山町小山 75-7 健康福祉会館 2 階
TEL. 0550-76-9906 FAX. 0550-76-9907